

第 1 期（前期）

上富良野町議会活性化推進計画



令和 2 年 8 月 2 6 日

上富良野町議会

目 次

1	「議会活性化推進計画」策定に取り組む趣旨・・・・・・・・・・	2 頁
2	上富良野町議会がめざすべき姿・・・・・・・・・・	2 頁
3	計画の期間・・・・・・・・・・	2 頁
4	上富良野町議会の 3 つの柱・・・・・・・・・・	3 頁
5	施策体系・・・・・・・・・・	3 頁
6	3 つの柱をふまえた具体的な取り組み・・・・・・・・・・	3 頁
7	議会活性化スケジュール・・・・・・・・・・	9 頁
8	施策項目進行管理表・・・・・・・・・・	9 頁
9	上富良野町議会活性化推進計画策定の経過・・・・・・・・・・	5 7 頁

第 1 期（前期）上富良野町議会活性化推進計画

策定日 令和 2 年 8 月 26 日

編 集 上富良野町議会運営委員会

1 「議会活性化推進計画」策定に取り組む趣旨

「上富良野町自治基本条例」が平成20年12月22日に策定され、この条例の中で「議会の役割と責務」が明確に位置づけられた。

今日まで、議会は自治基本条例に則り議会改革や活性化に向け、様々な取り組みを実施してきていたが、これまで活性化への全体を網羅した計画が策定されていなかったことから、議会及び議員が、活性化に向けての目標の進捗状況や達成度を共有することができていなかったという大きな反省点を抱えていた。

このことから、町民の信託に応えるため「上富良野町議会活性化推進計画」を策定し議会が一丸となり、さらに活性化を計画的に推進し、「より身近で開かれた議会」を目指すことを目的とする。

2 上富良野町議会がめざすべき姿

地方分権の施行により、地方の自主裁量が高まることに伴い、議会の存在意義そのものが問われつつあり、「議決機関」としての積極的な議会運営が強く求められてきている。

このことにより、議会は、「上富良野町自治基本条例」に定められている「議会の役割と責務」、「議会の運営」、「議員の責務」に基づき議会活性化推進の

メインテーマを『より身近で開かれた議会』とし、

その議会活性化の基本政策を、① 情報 [情報公開と共有]、

② 参加 [町民の参加機会の拡大]

③ 機能 [議会・議員の機能向上]

と定め、議会活性化を計画的に推進する。

3 計画の期間

この計画は、策定の日から令和5年8月24日までを計画期間とし、毎年次見直しを行います。(年次は9月から8月までを1年とする。1年次から2年次を前期、3年次から4年次を後期とする。)

1年次 計画策定の日 から 令和2年8月 まで

2年次 令和2年9月 から 令和3年8月 まで

3年次 令和3年9月 から 令和4年8月 まで

4年次 令和4年9月 から 令和5年8月 まで (24日まで)

4 上富良野町議会の3つの柱

上富良野町議会は、より身近で開かれた議会を実現するため、上富良野町自治基本条例に掲げた次の3点を柱とします。

(1) 議会の役割と責務

- ① 議会は、町民を代表する意思決定機関としての役割を果たすため、まちづくりに町民の意思を反映するよう、条例の制定改廃、予算、決算等について意思決定を行います。
- ② 議会は、町の監視機関としての役割を果たすため、常に町民の立場から、公正で民主的な町政運営が行われているかを検証し、それを町民に明らかにするよう努めます。

(2) 議会の運営

- ① 議会は、町民に開かれた議会運営を行うため、保有する情報を積極的に公開し、町民との情報共有に努めます。
- ② 議会は、自由な討議を尊重して運営するとともに、審議の過程や結果等を町民に分かりやすく説明するよう努めます。
- ③ 議会は、町民からの要望又は意見書等について十分審議し、その結果を報告するよう努めます。
- ④ 議会は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の保護に努めます。

(3) 議員の責務

- ① 議員は、町民の信託に応えるとともに、この条例を誠実に守って、議員の持つ機能を最大限に発揮し、町民のために職務を遂行するよう努めます。
- ② 議員は、議会の活性化に努めるとともに、町民の意思を反映した政策の提言又は政策立案の強化を図るため、調査活動及び立法活動を積極的に行うよう努めます。

5 施策体系

別紙のとおり（10頁）

6 3つの柱をふまえた具体的な取り組み

(1) 議員間による自由討議

- ① 自由討議による合意形成
 - 1 導入の意義、方法、課題の検討。
 - 2 先進地視察調査の検討。

3 運用や実施要綱の検討。

(2) 町民の要望、意見の審議

① 広聴活動の推進

アンケート結果の内容に対して意見交換をする機会を設けることにより、議会活動の充実に努める。

- 1 議会懇談会の開催手法（充実、改善、対象など）の検討。
- 2 広聴機会の拡充の検討。
- 3 広聴手段の拡充の検討。
- 4 傍聴者との意見懇談会の検討。
- 5 広報広聴年間計画の検討。

② 町民参画・町民連携

議会懇談会など、町民が意見を述べられるような環境をつくり、内容の整備が必要。議会モニター制度。

- 1 委員会の議事録公開の実現。
- 2 委員会・全員協議会の積極的な傍聴への誘導策。
- 3 モニター制度の導入。
- 4 一般会議制度の導入。
- 5 町かどカフェ（仮称）の実施。
- 6 委員会、全員協議会の公開（周知、会議録、ネット中継を含む）の検討。

③ 議会懇談会等

ア 議会懇談会（報告会）

- 1 全町民を対象とした懇談会。
- 2 年齢や、性別、各団体等との開催。
- 3 開催方法の再検討。（対象者(団体)、議員数、年間回数、地域別ほか）
- 4 周知方法・報告方法の再検討。

イ カフェ DE 議会

- 1 運営方法・基準の検討。

ウ おじゃま DE 議会

- 1 運営方法・基準の検討。

エ 町民意見箱

- 1 他町村議会の先進事例の調査・研究。
- 2 制度設計の検討。
- 3 運営方法の検討。
- 4 周知、結果報告の検討。

④ 各種アンケート調査

- 1 議会活性化（議会活動・議員活動）に向けたアンケート。
- 2 「議会だより」に対するアンケート。
- 3 アンケート目的（テーマ、課題ほか）の検討。
- 4 集約後の対応方法の検討。

⑤ 議会モニター

- 1 議会モニターの勤務先への協力依頼。
 - 2 幅広い人材の確保。
- ⑥ 一般会議
- 1 先進事例の調査・研究。
 - 2 制度設計の検討。

(3) 情報公開と情報共有

① 広報活動の推進

ア 議会だよりの発行

広報発行を継続し、読まれる紙面の工夫及びモニター制度などを活用し、町民の意見を聞く機会を設ける。要綱の作成を検討。

- 1 議会だよりの在り方の再検討。
- 2 発行規程、発行要領の見直しの再確認。
- 3 広報委員会を特別委員会から常任委員会に組織変更する検討。

イ 議会各種チラシ

- 1 チラシ発行の目的の検討。
- 2 発行(折り込み)媒体の検討。
- 3 予算の確保。
- 4 チラシ作成責任者等の決定。

② 議会のＩＣＴ

- 1 ＩＣＴ化の年次計画立案と予算確保。
- 2 ＩＣＴ活用による改善事項の洗い出し。
- 3 ネット中継（録画中継）の検討。

③ 議会ホームページ

- 1 議案の公開、自宅で見られる動画などと組み合わせる工夫などを検討。
- 2 現行ホームページの継続。
- 3 会議結果からアップロードまでの時間短縮の検討。
- 4 現行ホームページの改善事項の検討。
- 5 スマホ対応の検討。

④ 議会の動き（HP）

- 1 掲載内容の検討。
- 2 発行を継続。

⑤ 議会中継

- 1 議会のネット中継（録画中継）の検討。
- 2 行政側との調整。

⑥ 賛否の公表

- 1 賛否公表の在り方の検討。
- 2 公表議案と公表内容の検討。
- 3 公表媒体（広報、ホームページほか）の検討。

⑦ 議会傍聴の推進

- 1 周知方法の検討。（防災行政無線、ポスター、ホームページほか）
- 2 閲覧議案部数の検討。

3 委員会、全員協議会の閲覧議案部数の検討。

⑧ 議会要覧の作成

- 1 現行を継続。
- 2 掲載内容の検討。

(4) 個人情報保護

① 議案の個人名の取り扱い

- 1 現行を継続。
- 2 先例での詳細既定を検討。

② ホームページ公開の会議録の個人名マスキング

- 1 現行を継続。
- 2 先例での詳細既定の検討。

(5) 議会の活性化

① 議員定数

- 1 多様化する社会の変化が激しい中、改選前には必ず現状の議員定数が適切かどうか、議員間で十分な審議を行い、結論を出すこと。
- 2 必要があるときは、町民の意見を聞く場を設けること。
- 3 議員間での結論を議会懇談会や議会だより等で情報提供すること。

② 議員報酬

- 1 多様化する社会変化が激しい中、改選前には必ず議員定数とともに議員報酬の額についても適切であるか、十分な審議を行うこと。
- 2 町民の意見を聞く場は必要である。
- 3 議員間の結論を議会懇談会や議会だより等で情報提供すること。
- 4 活動実績分析による議員報酬の在り方を検討。
- 5 身分保障の対策を検討。(兼業、兼職)
- 6 社会保障の対策を検討。(公務災害、共済、年金)
- 7 休暇、欠席の対策を検討。(産休、育休、業務休暇)

③ 政策形成過程の説明

- 1 重要な政策の決定は、議会報告会等を開催し、住民に情報提供するとともに意見を求める。
- 2 制度設計の構築。
- 3 理事者へ説明を求める政策の決定方法の検討。
- 4 理事者との調整。

④ 一般質問

一般質問の日を設けられるか検討。質問時間の目安は今後も周知する。国政、道政でも町民と関りのあるものは質問できる(方法)、また、富良野広域連合でも町の財政負担をしている。富良野広域連合の決まりをゆがめない範囲は許されないか検討。

- 1 会期の中で「一般質問の日」等を設けられるか検討する。
- 2 一般質問の範囲についての調査研究。
- 3 一般質問の除外規定の検討。

(EX. 常任委員会の所管事務調査事項。特別委員会の審議中の事項)

- 4 一般質問通告書様式の検討。
- 5 答弁書配布の検討。
- 6 現行の一問一答方式の再検討。
- ⑤ 一般質問進捗状況調査
 - 1 進捗状況調査実施の検討。
 - 2 所管等を明確化し、共通認識の場をつくる。
- ⑥ 議員倫理
 - 1 議員倫理条例等制定の必要性について、調査研究。
 - 2 先進地の事例調査。
 - 3 倫理条例（又は申し合わせ事項）策定の検討。
- ⑦ 反問権
 - 1 反問権の必要性の調査研究。
 - 2 反問権のルール化の検討。（反問者の範囲、発動の範囲等）
 - 3 反問権の明確化の検討。

(EX. 趣旨確認に限定するか。一般質問は制限時間に参入するか。)
 - 4 反問権の行使の明文化の検討。
- ⑧ 議決条例の改正（議決事項の追加）
 - 1 現状の議決事項で十分か。または追加すべきかの調査研究。
 - 2 追加すべき事項の洗い出し。追加する個別計画、事項の検討。
 - 3 制度設計の構築。議決事項追加後の取り扱いの検討。
 - 4 条例改正の検討。
- ⑨ 議会サポーター
 - 1 制度導入の調査研究。他町村の先進事例の調査・研究。
 - 2 調査機関が必要な議案（審議内容）の調査・研究。
- ⑩ 正副議長の所信表明
 - 1 現議員の共通認識を得たうえで申し合わせ事項に加える。
 - 2 先進事例の調査・研究。
- ⑪ 議会の評価等
 - ア マネジメントサイクル
 - イ 議会監視機能活性化サイクル
 - ウ 議会活動年間計画サイクル
 - エ 定例会毎の勉強会
 - 1 総体の理想的日程の決定。
 - 2 行政側との意見調整。
 - 3 勉強会の方法や主催者決定の構築。
 - 4 勉強会の位置づけの検討。（既存の委員会、全員協議会との区別）
 - 5 勉強会実施・時期の検討。
 - 6 勉強会の対象事案（想定）の検討。
 - オ 定例会毎の反省会

定例会閉会后（または休会中）に議会運営委員会を開催し。下記の区分により協議する。

- 1 会期及び開会時刻
- 2 議事日程
- 3 報告案件（議会以外の案件）
- 4 当初予算・補正予算
- 5 条例の制定・一部改正
- 6 単独案件
- 7 人事案件
- 8 一般質問
- 9 報告案件（委員会ほか）
- 10 発議案
- 11 閉会中の継続調査申し出

※1 議会運営上の反省点について

※2 議員の発言（質問・質疑・討論）に関する反省点について

※3 理事者の側の答弁に関する反省点について

重要事案の扱い、今日の仕方、検討精度を高める。取り組み公開。

- 1 試行実施による制度設計の検討。
- 2 反省会（課題抽出）⇒ 議運（改善案）⇒ 全員協議会（全体協議）

カ 行政視察研修

- 1 研修会への参加、先進地視察は継続し、事前調査の充実を図る。
- 2 研修会・フォーラム等への個人参加の予算化を検討する。
- 3 研修成果の向上策に取り組む。
- 4 国外研修派遣についての検討。
- 5 研修、調査、研究活動の環境や仕組みづくりの検討。
- 6 研修計画の策定に基づく派遣研修や研究会参加の検討。
- 7 閉会中調査外の委員派遣研修の検討。

⑫ 常任委員会の公開

- 1 傍聴は許可なしでもできるようにすべき。
- 2 傍聴はインターネットなどの活用も。
- 3 委員会の傍聴の実現。
- 4 議案及び資料の公開。
- 5 会議録の公開（録音装置の設置と反訳委託化）
- 6 委員会、委員会協議会の公開の検討。
- 7 委員会協議会の運営要綱の検討
- 8 委員会会議録の全文筆記化の検討。

(6) 環境整備

① 議会傍聴の環境整備（ハード面）

優先するものなどを決め対応、今後、多様な人が議会に出てくることが考えられる。対応が必要。

- 1 議場の計画的改修整備の推進（耐震化、暖房・冷房、バリアフリー化）
- 2 インターネット中継の具現化。
- 3 感染症対策の推進。

- 4 構造等の課題点の洗い出し。
- 5 改修と予算化に向けた検討。
- ② 議案閲覧
議案の増刷検討。紙、インターネットなどで工夫検討。
本会議、委員会などの議案配布と増刷検討。
 - 1 現行を継続。
 - 2 閲覧部数の検討。
 - 3 委員会、全員協議会の議案閲覧在り方の検討。
 - 4 傍聴者への議案閲覧方法の充実。
 - 5 当面の対応策と将来の対応策の組み立て。
- ③ タブレット持込
 - 1 導入に向けての経済効果測定。
 - 2 課題解決に向けた推進。
 - 3 No.11 と同様。
- ④ 議員図書室
 - 1 議員の調査研究のためにも前向きな検討が必要。
 - 2 購入予算増額確保。(例：議員 14 人×@10,000＝14 万円)
 - 3 住民利用促進のための素案構築
 - 4 選書方針作成の検討。
 - 5 書籍購入要望取りまとめ手法の検討。
 - 6 町民、職員向けの活用方法の検討。
- ⑤ 事務局機能の強化
 - 1 議会議員を支える重要な役割があり研修などの継続が必要。
 - 2 資質向上のための研修会等への参加推進。
 - 3 議会活性化に向けた取り組み。
 - 4 職員の研修体制の充実。(法務研修、市町村アカデミーほか)
 - 5 既存の会議研修の参加継続。

7 議会活性化スケジュール

別紙のとおり (11～13 頁)

8 施策項目進行管理表

別紙のとおり (14～56 頁)

上富良野町議会活性化推進計画の施策体系



分野 目標	新規・継続 の区分	No.	施策項目	検討 年次	令和2年度															
					1年次目					2年次目										
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
1自由 討議	新規		1	1(1)自由討議による合意形成	3															
2 町民の 要望		継続	2	2(1)広聴活動の推進	1						取組内容の①～④の検討、広聴年間計画素案の作成					広聴施策の実施（懇談会等の実施）				
		継続	3	2(2)町民参画・町民連携	1						会議公開・会議録公開、町民参画手法の検討。公開、参加手法、要望受理方法等の意思決定					意思決定の場合、上記の制度設計。				
		継続	4-1	2(3)①議会懇談会（報告会）	1						①②の検討、開催方法等の決定、周知徹底、開催					検証と改善の検討、改善等の繰り返し				
		新規	4-2	2(3)②カフェDE議会	3						議会懇談会に併せて検討、開催方法等の決定									
		新規	4-3	2(3)③おじゃまDE議会	2						議会懇談会に併せて検討、開催方法等の決定									
		新規	5	2(3)④町民意見箱	3															
		継続	6	2(4)各種アンケート調査	1						懇談会検討に併せて協議。アンケート調査項目、調査先等の協議懇談会でアンケート実施					集約と分析。改善等の繰り返し				
		新規	7	2(5)議会モニター	3															
		新規	8	2(6)一般会議	3															
3 情報公開と 情報共有		継続	9	3(1)①議会だよりの発行（議会広報特別委員会）	1						広報委員会で再検討。広報委員会で規定等の再検討。					改善、規程等の改正。				
		新規	10	3(1)②議会各種チラシ	2						発行の検討。（施策実施の場合）必要経費の予算積算。予算要求。					チラシ発行				
		継続	11-2	3(1)③議会ホームページ	1						ホームページ内容の検討					ホームページ更新				
		継続	11-3	3(1)④議会の動き（HP）	1						掲載内容の検討。基礎データ整理。					内容の更新。				
		新規	12	3(1)⑤賛否の公表	3															
		新規	11-1	3(2)議会のICT	4															
		継続	13	3(3)議会傍聴の推進（ソフト面）	1						傍聴全般の検討。改善と必要な予算要求。					改善。				
		新規	11-4	3(4)議会中継	4															
		継続	14	3(5)議会要覧の作成	1						内容の見直し検討。改善点のデータ整理。					改訂版で発行。				
4 個人情報保護		継続	15-1	4(1)議案の個人名の取り扱い	1						現状の再確認と改善の検討。（改善があれば理事者協議）					先例の改正				
		継続	15-2	4(2)ホームページ公開の会議録の個人名マスキング	1						現状の再確認と改善の検討。（改善があれば協議）					先例の改正。				
5 議会の 活性化		継続	16	5(1)議員定数	3															
		継続	17	5(2)議員報酬	3															
		新規	18	5(3)政策形成過程の説明	3															
		継続	19	5(4)一般質問	1						一般質問開始時間や「一般質問の日」の調査研究。以降、随時一般質問の範囲についての調査研究。									
		新規	20	5(5)一般質問進捗状況調査	3															
		新規	21	5(6)議員倫理	4															
		新規	22	5(7)反問権	4															
		継続	23	5(8)議決条例の改正（議決事項の追加）	3															
		新規	24	5(9)議会サポーター	4															
		新規	25	5(10)正副議長の所信表明	4															
		新規	26	5(11)①マネジメントサイクル	3															
		新規	27	5(11)②議会監視機能活性化サイクル	3															
		新規	28	5(11)③議会活動年間計画サイクル	3															
		新規	29	5(11)④定例会毎の勉強会	2						勉強会のあるべき姿の研究調査（施策実施の場合）位置付けと対象事案の協議。行政側との調整。制度設					実施と改善。				
6 環境整備		新規	30	5(11)⑤定例会毎の反省会	1						試行実施。検証と改善。制度設計と試行。					検証と改善。制度化。				
		継続	31	5(11)⑥行政視察研修	1						現状課題の分析。「取組内容」の調査研究と結論。（施策実施の場合）					改善策の検討。制度設計。必要経費の積算と予算要求。				
		継続	32	5(12)常任委員会の公開	1						公開の課題と解決方法の検討。（施策実施の場合）					制度設計。会議録の検討。周知と実施。				
		継続	33	6(1)議会傍聴の環境整備（ハード面）	1						修繕等の洗い出し。改善方法の検討。予算積算と年次計画策定。予算要求。					実施。				
		継続	34	6(2)議案閲覧	1						対象会議と閲覧資料の検討。閲覧部数の検討。会議資料閲覧の理事者との協議。新しい形の閲覧実施。									
		新規	35	6(3)タブレット持込	4															
		継続	36	6(4)議員図書室	1						議員図書の在り方の検討。選書方針作成の検討。選書と必要な予算要求。									
	継続	37	6(5)事務局機能の強化	1						取組内容を計画的に推進					以降 同じ					

上富良野町議会活性化推進計画 年間実施計画表

3 年次目／相手との調整がある項目及び予算が伴う項目の事前調査（継続となれば後年度も）

分野 目標	新規・継続 の区分		No.	施策項目	検 討 年 次	令和３年度											
						３年次目											
						9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
1自由討議	新規		1	1(1)自由討議による合意形成	3	先進地の調査・研究、導入の協議（施策実施の場合）							意思決定の場合、運用と要綱等の整備				
2 町民の要望 意見の審議		継続	2	2(1)広聴活動の推進	1												
		継続	3	2(2)町民参画・町民連携	1												
		継続	4-1	2(3)①議会懇談会（報告会）	1												
	新規		4-2	2(3)②カフェDE議会	3	開催の計画と実施							改善等の繰り返し				
	新規		4-3	2(3)③おじやまDE議会	2	開催の計画と実施							改善等の繰り返し				
	新規		5	2(3)④町民意見箱	3	先進事例の調査研究。（施策実施の場合）							制度の検討。実施。				
		継続	6	2(4)各種アンケート調査	1												
	新規		7	2(5)議会モニター	3	先進事例の調査・研究（施策実施の場合）							制度設計の検討。予算化と制度設計。				
	新規		8	2(6)一般会議	3	先進事例の調査研究。（施策実施の場合）制度設計の検討。開催。							開催と改善。				
3 情報公開と 情報共有		継続	9	3(1)①議会だよりの発行（議会広報特別委員会）	1												
	新規		10	3(1)②議会各種チラシ	2												
		継続	11-2	3(1)③議会ホームページ	1												
		継続	11-3	3(1)④議会の動き（HP）	1												
	新規		12	3(1)⑤賛否の公表	3	公表の在り方の検討と意思決定。（施策実施の場合）議会広報で必要な予算要求。							議会広報掲載。ホームページ更新。				
	新規		11-1	3(2)議会のＩＣＴ	4												
		継続	13	3(3)議会傍聴の推進（ソフト面）	1												
	新規		11-4	3(4)議会中継	4												
4 個人情報保護		継続	15-1	4(1)議案の個人名の取り扱い	1												
		継続	15-2	4(2)ホームページ公開の会議録の個人名マスキング	1												
5 議会の活性化		継続	16	5(1)議員定数	3	議員間の審議（調査・研究）。議員間の結論（方向性の全体協議）。議会懇談会、議会だよりで周知							方針決定。結果公表（広報、懇談会）。				
		継続	17	5(2)議員報酬	3	議員間の審議（調査・研究）。議員間の結論（方向性の全体協議）。議会懇談会、議会だよりで周知							方針決定。結果公表（広報、懇談会）。				
	新規		18	5(3)政策形成過程の説明	3	先進事例の調査研究。（施策実施の場合）制度設計の構築まとめ。											
		継続	19	5(4)一般質問	1												
	新規		20	5(5)一般質問進捗状況調査	3	調査研究。制度設計の構築完了。											
	新規		21	5(6)議員倫理	4												
	新規		22	5(7)反問権	4												
		継続	23	5(8)議決条例の改正（議決事項の追加）	3	調査研究。制度設計の構築完了。							追加項目上程後の取り扱いの検討。（施策実施の場合）条例改正の検討。				
	新規		24	5(9)議会サポーター	4												
	新規		25	5(10)正副議長の所信表明	4												
	新規		26	5(11)①マネジメントサイクル	3												
	新規		27	5(11)②議会監視機能活性化サイクル	3												
	新規		28	5(11)③議会活動年間計画サイクル	3												
	新規		29	5(11)④定例会毎の勉強会	2												
6 環境整備	新規		30	5(11)⑤定例会毎の反省会	1												
		継続	31	5(11)⑥行政視察研修	1												
		継続	32	5(12)常任委員会の公開	1												
		継続	33	6(1)議会傍聴の環境整備（ハード面）	1												
		継続	34	6(2)議案閲覧	1												
	新規	35	6(3)タブレット持込	4													
	継続	36	6(4)議員図書室	1													
	継続	37	6(5)事務局機能の強化	1													

分野 目標	新規・継続 の区分		No.	施策項目	検討 年次	令和４年度							令和５年度				
						４年次目											
						9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
1自由 討議	新規		1	1(1)自由討議による合意形成	3												
2 町民の 要望、 意見の 審議		継続	2	2(1)広聴活動の推進	1												
		継続	3	2(2)町民参画・町民連携	1												
		継続	4-1	2(3)①議会懇談会（報告会）	1												
	新規		4-2	2(3)②カフェDE議会	3												
	新規		4-3	2(3)③おじやまDE議会	2												
	新規		5	2(3)④町民意見箱	3												
		継続	6	2(4)各種アンケート調査	1												
	新規		7	2(5)議会モニター	3												
	新規		8	2(6)一般会議	3												
3 情報公 開と情 報共有		継続	9	3(1)①議会だよりの発行（議会広報特別委員会）	1												
	新規		10	3(1)②議会各種チラシ	2												
		継続	11-2	3(1)③議会ホームページ	1												
		継続	11-3	3(1)④議会の動き（HP）	1												
	新規		12	3(1)⑤賛否の公表	3												
	新規		11-1	3(2)議会のＩＣＴ	4	ICT化計画の策定。（施策実施の場合）経費見積。予算要求。							実施。				
		継続	13	3(3)議会傍聴の推進（ソフト面）	1												
	新規		11-4	3(4)議会中継	4	ICT化計画の策定。（施策実施の場合）経費見積。							予算要求。				
4 個人情 報保護		継続	15-1	4(1)議案の個人名の取り扱い	1												
		継続	15-2	4(2)ホームページ公開の会議録の個人名マスキング	1												
5 議会の 活性化		継続	16	5(1)議員定数	3												
		継続	17	5(2)議員報酬	3												
	新規		18	5(3)政策形成過程の説明	3												
		継続	19	5(4)一般質問	1												
	新規		20	5(5)一般質問進捗状況調査	3												
	新規		21	5(6)議員倫理	4	調査研究。議員倫理条例制定か否か。											
	新規		22	5(7)反問権	4	反問権の制度設計。理事者との協議。会議規則の改正。反問権発動。											
		継続	23	5(8)議決条例の改正（議決事項の追加）	3												
	新規		24	5(9)議会サポーター	4	調査研究。（施策実施の場合）							制度の構築。学識経験者への依頼・調整。				
	新規		25	5(10)正副議長の所信表明	4	先進事例の調査・研究。現議員の共通認識を得る。（施策実施の場合）							制度設計。申し合わせ事項に加える。				
	新規		26	5(11)①マネジメントサイクル	3												
	新規		27	5(11)②議会監視機能活性化サイクル	3												
	新規		28	5(11)③議会活動年間計画サイクル	3												
	新規		29	5(11)④定例会毎の勉強会	2												
6 環境 整備	新規		30	5(11)⑤定例会毎の反省会	1												
		継続	31	5(11)⑥行政視察研修	1												
		継続	32	5(12)常任委員会の公開	1												
		継続	33	6(1)議会傍聴の環境整備（ハード面）	1												
		継続	34	6(2)議案閲覧	1												
	新規		35	6(3)タブレット持込	4	ICT化計画の策定。（施策実施の場合）経費見積。予算要求。							実施。				
		継続	36	6(4)議員図書室	1												
		継続	37	6(5)事務局機能の強化	1												

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 1

3 つ の 柱	議会役割と責務（自治基本条例第 10 条） 議会の運営（自治基本条例第 11 条）
分 野 目 標	1 議員間による自由討議（自治基本条例第 11 条第 2 項）
施 策 項 目	(1)自由討議による合意形成
目 的	①議会の特徴である議員個々の「価値観等の多様性」により、論点や争点について議員間で討議を行うことにより、政策水準を高め、また一定の合意形成を図る。 ②議案に対する議員個々の賛否や考え方を開陳しあい、住民サービスの観点から議論を尽くし一定の合意形成に努める。 ③委員会の議案（課題）に対する審査又は調査は、委員相互間の自由討議を中心に運営し活性化を目指す。 【用語の参考：R 元. 11. 6. 栗山町議会視察資料から抜粋しています】 （自由討議）現に議題となっている事件にとどまらず、町政課題全般について、議員間の自由かつ達な討議により、単純な賛否、是非よりも論点、争点を明らかにしたうえで、合議機関として合意形成を図っていくこと。 （討論）現に議題となっている事件に対して、自己の賛成又は反対の意見を表明すること。その目的は自己の意見に反対する者及び賛否の意思を決めている者を自己の意見に賛同させること。
現 状	【常任委員会、全員協議会】 ①「定例会前の常任委員会協議会（町長協議事項）の会議運営について」（H31. 1. 31. 全員協議会決定）を作成済み。 ②常任委員会では、議員提出議案、閉会中の継続調査について、議員間で議論を行っている。 ③全員協議会・常任委員会では、町長協議事項の説明質疑に時間が取られ、町長提出議案を十分に議論（質疑）できていないのが現状である。 ④全ての町長提出議案について、議員のみで議論を尽くして、常任委員会・全員協議会で合意形成（どこまで）がなされていない。 【本会議】 ①町長等への質問のみで、議員間の討議は実施されていない。
課 題	①議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論（場づくりは？本会議前の全員協議会か？）を尽くして合意形成（どこまで）に努めなければならない。 ②委員外議員が委員会に出席して発言する場合、ほかの委員同様に発言することの法整備が必要。（副）（委員会の意義がなくなるので傍聴扱いが良い） ③制度運用について、調査研究が必要である。
目 標	①自由討議の制度設計と実施。
留 意 事 項	①会議規則第 55 条の調査・検討。（発言回数） ②会議規則第 68 条の調査・検討。（委員外委員の発言） ③会議規則第 52 条の調査・検討。（討論の省略の是非） ④討議の定義、方法等の調査・検討。（討論との違いなど） ⑤議員必携(第 11 次改訂新版)111 頁（議案の審議） ⑥議員必携(第 11 次改訂新版)195 頁（議案審議の実際） ⑦議員必携(第 11 次改訂新版)336 頁（結び 地方議会当面の課題と議員の心構え）
取 組 内 容	①導入の意義、方法、課題の検討。 ②先進地視察調査の検討。 ③運用や実施要綱の検討。
スケジュール	3 年次目 上期（R3. 9 月～R4. 3 月）先進地の調査・研究 3 年次目 上期（R3. 9 月～R4. 3 月）導入の協議（施策実施の場合） 3 年次目 下期（R4. 4 月～R4. 8 月）意思決定の場合、運用と要綱等の整備
評 価・検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 2

3 つ の 柱	議会役割と責務（自治基本条例第 10 条） 議会の運営（自治基本条例第 11 条）
分 野 目 標	2 町民の要望、意見の審議（自治基本条例第 11 条第 2 項、第 3 項）
施 策 項 目	(1) 広聴活動の推進
目 的	議会運営等の広聴活動を実施することにより、より身近な議会を目指す。また、従来実施してきた議会懇談会の開催方法・内容・方法・対象等を見直すとともに、新たに「議会モニター」、「町かど・カフェ DE 議会」、「一般会議」の開催も検討。広聴活動のさらなる充実を目指す。
現 状	①議会懇談会の開催。 ②議会懇談会参加者アンケートによる意見聴取。 ③議場傍聴者アンケートによる意見聴取。
課 題	①議会懇談会以外で直接町民から意見聴取していない。 ②アンケートへの回答、改善取り組みの広報は「議会だより」のみ。 ③町民ニーズに対応した広聴活動の実施。
目 標	①町民に対する広聴活動を推進するため、議会懇談会や一般会議を始めとした広聴活動の機能充実を図る。
留 意 事 項	①上富良野町議会広報誌発行規程 ②上富良野町議会「議会だより」発行要領 ③上富良野町議会「議会懇談会」実施要領
取 組 内 容	アンケート結果の内容に対して意見交換をする機会を設けることにより、議会活動の充実に努める。 ①議会懇談会の開催手法（充実、改善、対象など）の検討。 ②広聴機会の拡充の検討。 ③広聴手段の拡充の検討。 ④傍聴者との意見懇談会の検討。 ⑤広報広聴年間計画の検討。
スケジュール	2 年次目 上期（R2. 9～R3. 3 月）取組内容の①～④の検討 2 年次目 上期（R2. 9～R3. 3 月）広聴年間計画素案の作成 以降（R3. 4 月～ ）広聴施策の実施（懇談会等の実施）
評 価 ・ 検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 3

3 つ の 柱	議会役割と責務（自治基本条例第 10 条） 議会の運営（自治基本条例第 11 条）
分 野 目 標	2 町民の要望、意見の審議（自治基本条例第 11 条第 2 項、第 3 項）
施 策 項 目	(2) 町民参画・町民連携
目 的	①議会活動に関する情報公開を積極的に実施する。 ②本会議、委員会、全員協議会の日程・内容を事前に町民周知するとともに、審議過程及び結果についても公開する。 ③本会議、委員会の運営にあたり、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映する。 ④議会の意思決定に反映させるため参考人制度や公聴会制度を十分に活用する。 ⑤請願、陳情は町民の政策提案と位置付け、審査においては、提案者の意見を聞く機会を確保する。 ⑥広く町民の意見を聴取するための機会を確保し、議会、議員による政策提案を行う。
現 状	①本会議日程は、ホームページ、防災行政無線、（定例会はポスター掲示）により町民周知を行っている。傍聴は可能。 ②委員会、全員協議会日程は、広報お知らせ版により町民周知を行っている。傍聴は委員長の許可。 ③会議録は定例会、臨時会、決算特別委員会、予算特別委員会のみホームページ、図書館で公開。委員会会議録は公開していない。 ④陳情は直接提出の受理時に事務局で内容を確認。 ⑤議会懇談会は毎年 1～2 回開催。 ⑥全員協議会・委員会の傍聴は不十分。
課 題	①委員会、全員協議会の傍聴については、積極的な取り組みが行われていない。 ②委員会会議録の公開実施。 ③議会懇談会の充実。
目 標	議会活動等の情報公開を積極的に行うとともに、専門家や町長の意見を聞き議会の意思決定に反映させる。
留 意 事 項	①上富良野町議会委員会条例第 17 条（傍聴の取扱い） ②上富良野町議会委員会条例第 21～26 条（公聴会関係） ③上富良野町議会委員会条例第 27 条（参考人） ④上富良野町議会委員会条例第 28 条（記録） ⑤上富良野町議会会議規則第 89～95 条（請願関係） ⑥上富良野町議会会議規則第 117 条～122 条（公聴会関係） ⑦上富良野町議会会議規則第 123 条（参考人） ⑧上富良野町議会会議規則第 124～127 条（会議録） ⑨上富良野町議会傍聴規則 ⑩上富良野町議会運営に関する先例 2 (10) 請願の扱い ⑪上富良野町議会運営に関する先例 2 (11) 陳情・要望の扱い ⑫上富良野町議会「議会懇談会」実施要領
取 組 内 容	議会懇談会など、町民が意見を述べられるような環境をつくり、内容の整備が必要。議会モニター制度。 ①委員会の議事録公開の実現。②委員会・全員協議会の積極的な傍聴への誘導策。③モニター制度の導入。④一般会議制度の導入。⑤町かどカフェ（仮称）の実施。 ①委員会、全員協議会の公開（周知、会議録、ネット中継を含む）の検討。
スケジュール	2 年次目 上期（R2.9 月～R3.3 月）会議公開・会議録公開、町民参画手法の検討。公開、参加手法、要望受理方法等の意思決定 2 年次目 下期（R3.4 月～R3.8 月）意思決定の場合、上記の制度設計。
評 価 ・ 検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 4 - 1

3 つ の 柱	議会役割と責務（自治基本条例第 10 条） 議会の運営（自治基本条例第 11 条）
分 野 目 標	2 町民の要望、意見の審議（自治基本条例第 11 条第 2 項、第 3 項）
施 策 項 目	(3) 議会懇談会等 ①議会懇談会（報告会） ⇒No.5. 6 と統合か。
目 的	①議会と住民の意思を尊重するため、町民の意見・要望等を把握するために開催する。 ②まちづくりの重要政策の立案過程において、議決機関である議会がどのように運営し、判断に至ったのかなどについて報告説明し、議会の説明責任を果たす。 ③町民が町づくりに求めているものを把握し、議会活動に反映させる。
現 状	①毎年 1 ～ 2 回開催。 ②参加対象は全町民。 ③毎回テーマを設定。 ④懇談形式への改善により、議会（委員会）報告を割愛している。 ⑤ 2 班による対面方式から、全員参加のワークショップ、ワールドカフェ方式に改善している。
課 題	①参加者が固定化。 ②開催場所、開催時間に課題。 ③複数開催の結果報告により、議会広報頁増の予算の要求。 ④議員個々の意見、議会としての意見の区別。 ⑤各種団体や年齢別等における懇談会の開催実現。
目 標	①多様な議会懇談会の開催。 ②複数回、定期的な開催。
留 意 事 項	①上富良野町議会「議会懇談会」実施要領
取 組 内 容	①全町民を対象とした懇談会。 ②年齢や、性別、各団体等との開催。 ③開催方法の再検討。（対象者(団体)、議員数、年間回数、地域別ほか） ④周知方法・報告方法の再検討。
スケジュール	2 年次目 上期（R2. 9 月～10 月）①②の検討 2 年次目 上期（R2. 11 月）開催方法等の決定 2 年次目 上期（R2. 12 月～R3. 1 月）周知徹底 2 年次目 上期（R3. 2 月）開催 2 年次目 下期（R3. 4 月）検証と改善の検討 2 年次目 下期（R3. 5 月）開催方法等を修正し、次回を開催を計画以降 改善等の繰り返し
評 価・検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 4-2

3 つ の 柱	議会役割と責務（自治基本条例第 10 条） 議会の運営（自治基本条例第 11 条）
分 野 目 標	2 町民の要望、意見の審議（自治基本条例第 11 条第 2 項、第 3 項）
施 策 項 目	(3) 議会懇談会等 ②カフェDE議会
目 的	①多様化する住民ニーズに応えるため、議員がカフェ等に出向いて懇談し、リラックスした雰囲気の中で懇談し、議会活動に反映させること。
現 状	①議会懇談会では湯茶、茶菓子を用意している。 ②飲物・飲食を主とした場での懇談は実施していない。 ③議会懇談会は全町民対象で町民参加のもと開催。 ④特定分野の団体や個々への議会懇談会は、開催要望がなく、アプローチもしていないため、開催していない。
課 題	①議会懇談会との区別。 ②議員派遣の議決の有無。 ③全議員参加か委員会での参加とするのか。また、選出しての参加か制度設計が必要。 ④経費負担の在り方と予算計上の検討。
目 標	①カフェDE議会の制度設計の検討と実施。
留 意 事 項	①上富良野町議会「議会懇談会」実施要領
取 組 内 容	①運営方法・基準の検討。
スケジュール	※3年次目の位置付けだがNo.4-1と併せて取り組む。 2年次目 上期（R2.9～10月）議会懇談会に併せて検討 （施策実施の場合） 2年次目 上期（R2.11月）開催方法等の決定 3年次目 上期（R3.9月～）開催の計画と実施 以降 改善等の繰り返し
評 価 ・ 検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 4 - 3

3 つ の 柱	議会役割と責務（自治基本条例第 10 条） 議会の運営（自治基本条例第 11 条）
分 野 目 標	2 町民の要望、意見の審議（自治基本条例第 11 条第 2 項、第 3 項）
施 策 項 目	(3) 議会懇談会等 ③おじゃま D E 議会
目 的	①多様化する住民ニーズに応えるため、地域等からの要請により、議員が出向いて懇談し、議会活動に反映させること。
現 状	①議会は出前講座の制度なし。（議会事務局は執行機関の一部署として出前講座項目あり） ②議会懇談会は全町民対象で町民参加のもと開催。 ③要請に基づいての開催は行われていない。 ④特定分野の団体や個々への議会懇談会は、開催要望がなく、アプローチもしていないため、開催していない。
課 題	①議会懇談会との区別。 ②議員派遣の議決の有無。 ③全議員参加か委員会での参加とするのか。また、選出しての参加か制度設計が必要。 ④経費負担のあり方と予算計上の検討。
目 標	①おじゃま D E 議会の制度設計の検討と実施。
留 意 事 項	①上富良野町議会「議会懇談会」実施要領
取 組 内 容	①運営方法・基準の検討。
スケジュール	※ 3 年次目の位置付けだが No.4 - 1 と併せて取り組む。 2 年次目 上期（R2. 9～10 月）議会懇談会に併せて検討 （施策実施の場合） 2 年次目 上期（R2. 11 月）開催方法等の決定 3 年次目 上期（R3. 9 月～）開催の計画と実施 以降 改善等の繰り返し
評 価 ・ 検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 5

3 つ の 柱	議会役割と責務（自治基本条例第 10 条） 議会の運営（自治基本条例第 11 条）
分 野 目 標	2 町民の要望、意見の審議（自治基本条例第 11 条第 2 項、第 3 項）
施 策 項 目	(3) 議会懇談会等 ④町民意見箱
目 的	①町民の埋もれた声を広く聞くため町民意見箱を設置し、議会活動及び議員活動の充実化を目指す。
現 状	①実施していない。 ②町民ポストに議会に対する意見の投函あり。
課 題	①意見箱のポスター、チラシ、ホームページなどの周知方法の検討。 ②意見提出様式（任意様式？）の検討。 ③意見箱の設置（町民ポスト？）、直接、郵送、FAX、メールなどの受信方法の検討。 ④意見への回答書作成・返信方法（委員長・議長 or 委員会・全員協議会）の検討。 ⑤意見及び回答の公開方法の検討。（議会だより、ホームページ）
目 標	①町民意見箱の制度設計の検討と実施。
留 意 事 項	①取り組み目的等の制度設計。 ②議会だよりでの回答には予算枠が必要。
取 組 内 容	①他町村議会の先進事例の調査・研究。 ②制度設計の検討。 ③運営方法の検討。 ④周知、結果報告の検討。
スケジュール	3 年次目 上期（R3. 9 月～R4. 3 月）先進事例の調査研究。 （施策実施の場合） 3 年次目 下期（R4. 4 月～8 月）制度の検討。 3 年次目 下期（R4. 4 月～8 月）実施。
評 価・検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 6

3 つ の 柱	議会役割と責務（自治基本条例第 10 条） 議会の運営（自治基本条例第 11 条）
分 野 目 標	2 町民の要望、意見の審議（自治基本条例第 11 条第 2 項、第 3 項）
施 策 項 目	(4)各種アンケート調査
目 的	①町民の声を把握するためアンケート調査を実施し、議会活動及び議員活動の充実化を目指す。
現 状	①議場傍聴席にアンケート用紙を置き、任意により提出。 ②上記を議会運営委員会・全員協議会で報告。 ③議会懇談会で参加者にアンケート調査を実施。 ④上記を議会運営委員会・常任委員会で報告し、改善できるものを反映。
課 題	①アンケートの目的、テーマ（回収後の取り組み）の明確化。 ②アンケート発送、回収の手法。 ③必要な経費の予算要求。 ④アンケートで継続するもの、臨時的なものの区別。
目 標	①アンケートを行う目的を明確化し実施。
留 意 事 項	①アンケートの目的を明確化する。
取 組 内 容	①議会活性化（議会活動・議員活動）に向けたアンケート。 ②「議会だより」に対するアンケート。 ①アンケート目的（テーマ、課題ほか）の検討。 ②集約後の対応方法の検討。
スケジュール	2 年次目 上期（R2.9 月～10 月）懇談会検討に併せて協議。 2 年次目 上期（R2.11 月～R3.1 月）アンケート調査項目、調査先等の協議 2 年次目 上期（R3.2 月）懇談会でアンケート実施 2 年次目 下期（R3.4 月）集約と分析 以降 改善等の繰り返し
評 価・検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 7

3 つ の 柱	議会役割と責務（自治基本条例第 10 条） 議会の運営（自治基本条例第 11 条）
分 野 目 標	2 町民の要望、意見の審議（自治基本条例第 11 条第 2 項、第 3 項）
施 策 項 目	(5) 議会モニター
目 的	①民主的な議会の推進や町民に身近で開かれた議会を実現するため、町民から議会運営に関して提言を聴取する。
現 状	①実施していない。
課 題	①モニターの募集方法、選出方法、人数設定、任期。 ②必要経費の算出と予算要求。 ③議員との懇談会や意見聴取のあり方の検討。
目 標	①議会モニター制度構築の検討。
留 意 事 項	①議会モニターの勤務先への協力依頼。 ②幅広い人材の確保。
取 組 内 容	①先進事例の調査・研究。 ②制度設計の検討。
スケジュール	3 年次目 上期（R3.9 月～R4.3 月）先進事例の調査・研究 （施策実施の場合） 3 年次目 下期（R4.4 月～8 月）制度設計の検討。 3 年次目 下期（R4.4 月～8 月）予算化と制度設計。
評 価・検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 8

3 つ の 柱	議会役割と責務（自治基本条例第 10 条） 議会の運営（自治基本条例第 11 条）
分 野 目 標	2 町民の要望、意見の審議（自治基本条例第 11 条第 2 項、第 3 項）
施 策 項 目	(6)一般会議
目 的	①議員と町民が自由に意見交換することができる会議を設置。活動が法令等により制限されている常任委員会や特別委員会だけでは対処することのできない諸課題について、政策提言や審議・賛否の参考とする。
現 状	①実施していない。 ②過去に閉会中の継続調査のテーマにより、団体と懇談あり。
課 題	①議員派遣の議決の有無。 ②団体等からの開催要望の対応方法（申込書、何人以上とか）の検討。 ③会議に参加する議会の対応方法（全員、常任委員会など）の検討。
目 標	①閉会中の継続調査申し出以外の重要課題について、関係団体等と懇談する制度設計の構築。
留 意 事 項	①一般会議開催の政策的テーマの範囲の決定。 ②提言された意見等の反映方法。
取 組 内 容	①先進事例の調査・研究。 ②制度設計の検討。
スケジュール	3 年次目 上期（R3.9 月～R4.3 月）先進事例の調査研究。 （施策実施の場合） 3 年次目 上期（R3.9 月～R4.3 月）制度設計の検討。開催。 3 年次目 下期（R4.4 月～R4.8 月）開催と改善。
評 価・検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 9

3 つ の 柱	議会役割と責務（自治基本条例第 10 条） 議会の運営（自治基本条例第 11 条）
分 野 目 標	3 情報公開と情報共有（自治基本条例第 11 条第 1 項）
施 策 項 目	(1) 広報活動の推進 ①議会だよりの発行
目 的	町政に係る重要な情報、町政に係る論点・争点などの情報を議会独自の視点から、分かりやすく町民に対し周知する。
現 状	①年 4 回発行。 ②ホームページで公開。 ③議会広報特別委員会が編集。
課 題	①年 4 回の発行でよいか。 ②情報提供が十分か。 ③速効性がない。 ④読んでくれない。 ⑤内容が網羅されていない。 ⑥編集に住民参加（広報モニター）を求める。
目 標	①わかりやすい「議会だより」を発行することに努める。
留 意 事 項	①上富良野町議会広報誌発行規程 ②上富良野町議会「議会だより」発行要領
取 組 内 容	広報発行を継続し、読まれる紙面の工夫及びモニター制度などを活用し、町民の意見を聞く機会を設ける。要綱の作成を検討。 ①議会だよりの在り方の再検討。 ②発行規程、発行要領の見直しの再確認。 ③広報委員会を特別委員会から常任委員会に組織変更する検討。
スケジュール	2 年次目 上期（R2. 9 月～R3. 3 月）広報委員会で再検討。 2 年次目 上期（R2. 9 月～R3. 3 月）広報委員会で規定等の再検討。 2 年次目 下期（R3. 4 月～R3. 8 月）改善、規程等の改正。
評 価 ・ 検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 10

3 つ の 柱	議会役割と責務（自治基本条例第 10 条） 議会の運営（自治基本条例第 11 条）
分 野 目 標	3 情報公開と情報共有（自治基本条例第 11 条第 1 項）
施 策 項 目	(1) 広報活動の推進 ②議会各種チラシ
目 的	①チラシ発行により会議等の傍聴者・参加者の増加を図り、町民が議会活動に関心を持ち、参加する機会を確保する。
現 状	①本会議、議会懇談会のみ町内主要箇所 12 箇所にポスターを掲示している。 ③本会議等のチラシは発行していない。
課 題	①定例会ポスター内容は一般質問が主であり、議案等の内容は記載していない。 ②チラシ発行の手法（町広報・議会広報・新聞への折込み、公共施設・スーパーなどの掲示板）⇒チラシだけで良いか（他の広報は） ③他の広報手法の検討 ④臨時議会、全員協議会、常任委員会等の周知が不十分。
目 標	①本会議や委員会、議会懇談会などの開催案内チラシを発行すること。 （※鷹栖町議会を参考に）
留 意 事 項	①定例会開催における全体日程との調整が必要。 ②臨時議会、全員協議会、常任委員会等の周知。 ③新聞折込み費用の算定。
取 組 内 容	①チラシ発行の目的の検討。 ②発行(折り込み)媒体の検討。 ③予算の確保。 ④チラシ作成責任者等の決定。
スケジュール	2 年次目 上期（R2.9 月～R3.3 月）発行の検討。 （施策実施の場合） 2 年次目 上期（R2.9 月～R3.3 月）必要経費の予算積算 2 年次目 上期（R2.9 月～R3.3 月）予算要求 2 年次目 下期（R3.4 月～R3.8 月）チラシ発行
評 価 ・ 検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 1 1 - 1

3 つ の 柱	議会役割と責務（自治基本条例第 10 条） 議会の運営（自治基本条例第 11 条）
分 野 目 標	3 情報公開と情報共有（自治基本条例第 11 条第 1 項）
施 策 項 目	(2) 議会の I C T（情報通信技術）
目 的	①町民ニーズに対応した議会の I C T 化を図ること。
現 状	①会議案内通知は申し合わせにより F A X。 ②議案資料は紙ベース。 ③本会議でのインターネット中継、録画中継は未実施。 ④議会に対する双方向のメール、S N S の活用なし。
課 題	① I C T 化全般と運営基準の整備。 ② I C T 化（インターネット中継、録画中継）の予算確保。
目 標	①インターネット中継（録画含む）の整備。 ② S N S によるリアルタイムな情報発信。 ③会議資料、会議案内などのタブレットの活用。
留 意 事 項	①録画中継画像の議事日程毎の区分処理。 ②内容作成・発信者の検討と選定。 ③双方向時の対応者の選定。
取 組 内 容	① I C T 化の年次計画立案と予算確保。 ① I C T 活用による改善事項の洗い出し。 ②ネット中継（録画中継）の検討。
スケジュール	※ 3 年次目に調査、研究、経費見積等が必要。 4 年次目 上期（R4. 9 月～R5. 3 月） I C T 化計画の策定。 （施策実施の場合） 4 年次目 上期（R4. 9 月～R5. 3 月）経費見積。 4 年次目 上期（R4. 9 月～R5. 3 月）予算要求。 4 年次目 下期（R5. 4 月～R5. 8 月）実施。
評 価 ・ 検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 1 1 - 2

3 つ の 柱	議会役割と責務（自治基本条例第 10 条） 議会の運営（自治基本条例第 11 条）
分 野 目 標	3 情報公開と情報共有（自治基本条例第 11 条第 1 項）
施 策 項 目	(1) 広報活動の推進 ③議会ホームページ⇒No.14 と統合か。
目 的	①町民への情報提供を行う。
現 状	①ホームページで公開している内容。 お知らせ（定例会、臨時会、議会懇談会の日程のみ） 議会レポート（会議の様子） 議会広報 会議録（本会議、特別委員会のみ） 本会議日程・一般質問等 議会要覧 議会議員名簿 議会組織機構図 議会の仕事 委員会の仕事 議会の傍聴について 請願・陳情 視察の受け入れについて 各種データ（委員会調査報告・審査意見、議会懇談会の意見等一覧、アンケート結果、議会改革の経過） ②更新作業は議会事務局。
課 題	①掲載内容の点検・見直しが行われていない。 ②町民が求める内容であるかの把握が必要。 ③会議終了から結果掲載までのタイムラグ。 ④町民の意見を把握していない。 ⑤速効性があるか。 ⑥議会事務局体制の強化。
目 標	①議会活動を随時ホームページに掲載する。
留 意 事 項	①議会事務局体制の充実が可能かの検討。
取 組 内 容	①議案の公開、自宅で見られる動画などと組み合わせる工夫などを検討。 ①現行ホームページの継続。 ②会議結果からアップロードまでの時間短縮の検討。 ③現行ホームページの改善事項の検討。 ④スマホ対応の検討。
スケジュール	2 年次目 上期（R2.9 月～R3.3 月）ホームページ内容の検討 2 年次目 上期（R2.9 月～R3.9 月）ホームページ更新
評 価 ・ 検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 1 1-3

3 つ の 柱	議会役割と責務（自治基本条例第 10 条） 議会の運営（自治基本条例第 11 条）
分 野 目 標	3 情報公開と情報共有（自治基本条例第 11 条第 1 項）
施 策 項 目	(1) 広報活動の推進 ④議会の動き（HP）⇒No.13 と統合か。
目 的	①町民への情報提供を行うこと。
現 状	①ホームページで公開している内容。 お知らせ（定例会、臨時会、議会懇談会の日程のみ） 議会レポート（会議の様子） 議会広報 会議録（本会議、特別委員会のみ） 本会議日程・一般質問等 議会要覧 議会議員名簿 議会組織機構図 議会の仕事 委員会の仕事 議会の傍聴について 請願・陳情 視察の受け入れについて 各種データ（委員会調査報告・審査意見、議会懇談会の意見等一覧、アンケート結果、議会改革の経過） ②更新作業は議会事務局。
課 題	①掲載内容を見直ししていないこと。 ②議会レポートでは会議開催の情報しか掲載していない。
目 標	①議会の動きを随時ホームページに掲載する。
留 意 事 項	①議会事務局体制の充実が可能かの検討。
取 組 内 容	①掲載内容の検討。 ②発行を継続。
スケジュール	2 年次目 上期（R2.9 月～R3.3 月）掲載内容の検討 2 年次目 上期（R2.9 月～R3.3 月）基礎データ整理 2 年次目 下期（R3.4 月～R4.8 月）内容の更新
評 価・検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 1 1 - 4

3 つ の 柱	議会役割と責務（自治基本条例第 10 条） 議会の運営（自治基本条例第 11 条）
分 野 目 標	3 情報公開と情報共有（自治基本条例第 11 条第 1 項
施 策 項 目	3(4) 議会中継
目 的	①町民への身近で開かれた議会の実現のため。 ②議会傍聴に來られない方や感染症対策を図る。 ③本会議での町政運営に対する質疑などをインターネットを活用し、広く町民に公開することにより、議決までの説明責任を十分に果たすことや町民が議会活動に参加する機会を確保する。
現 状	①導入していない。 ②H28. 2. 24 議会運営委員会所管事務報告あり。
課 題	①初期投資とランニングコスト。 ②町内のインターネット普及率。 ③議場マイク操作中継作業等の事務局体制の充実。 ④録画中継の編集作業。
目 標	①議会中継の実現。
留 意 事 項	①整備方針を決定し、予算の算定を行う。 ②行政側との協議が必要。
取 組 内 容	①議会のネット中継（録画中継）の検討。 ②行政側との調整。
スケジュール	※ 3 年次目に調査、研究、経費見積等が必要。 4 年次目 上期（R4. 8 月～R5. 3 月）ICT 化計画の策定。 4 年次目 上期（R4. 8 月～R5. 3 月）経費見積。 4 年次目 下期（R4. 8 月～R5. 3 月）予算要求。
評 価・検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 1 2

3 つ の 柱	議会役割と責務（自治基本条例第 10 条） 議会の運営（自治基本条例第 11 条）
分 野 目 標	3 情報公開と情報共有（自治基本条例第 11 条第 1 項）
施 策 項 目	(1) 広報活動の推進 ⑤賛否の公表
目 的	①住民から信託された議員活動に対して、重要政策の賛否公表を行うことにより、町民の評価を容易にする。
現 状	①現在は原則、賛否公表なし。 ②令和 2 年第 1 回定例会の議会広報第 106 号において賛否を公表。
課 題	①公表方法の検討。 （ホームページ、議会だより、賛否に伴う質疑・討論の掲載） ②賛否までの質疑経過の見せ方。 ③公表すべき議案の決定。
目 標	①議案の賛否状況を公表すること。
留 意 事 項	①上富良野町議会会議規則第 8 章（表決） ②上富良野町議会運営に関する先例 2(22) 起立表決
取 組 内 容	①賛否公表の在り方の検討。 ②公表議案と公表内容の検討。 ③公表媒体（広報、ホームページほか）の検討。
スケジュール	3 年次目 上期（R3. 9 月～R4. 3 月）公表の在り方の検討と意思決定。 （施策実施の場合） 3 年次目 上期（R3. 9 月～R4. 3 月）議会広報で必要な予算要求。 3 年次目 下期（R4. 4 月～R4. 8 月）議会広報掲載。ホームページ更新。
評 価 ・ 検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 1 3

3 つ の 柱	議会役割と責務（自治基本条例第 10 条） 議会の運営（自治基本条例第 11 条）
分 野 目 標	3 情報公開と情報共有（自治基本条例第 11 条第 1 項）
施 策 項 目	(3) 議会傍聴の推進（ソフト面）
目 的	①議会活動の町民理解を深めるとともに、議会への参加意欲を高める議会運営に努めること。
現 状	①防災行政無線、ホームページで全町に周知済み。 ②町内 12 か所にポスターを掲示済み。 ③傍聴席に閲覧用議案を 5 部、設置済み。 ④傍聴受付の個人情報保護は対策済み。 ⑤傍聴受付で議事日程、一般質問通告書一覧を配布済み。
課 題	①一般質問の開始時刻が流動的で事前に告知できないこと。 ②定例会周知ポスターは、一般質問が主であること。 ③周知手法（チラシ、ポスター等）の拡大
目 標	①本会議等の周知に努め、傍聴者の増加を図ること。
留 意 事 項	①議会委員会条例第 17 条（傍聴の取扱） ②上富良野町議会傍聴規則 ③上富良野町議会運営に関する先例 3(2) 傍聴許可 ④議員必携(第 11 次改訂新版)71 頁（議事公開の原則） ⑤議案の増刷は理事者との調整が必要。
取 組 内 容	①周知方法の検討。（防災行政無線、ポスター、ホームページほか） ②閲覧議案部数の検討。 ③委員会、全員協議会の閲覧議案部数の検討。
スケジュール	2 年次目 上期（R2. 9 月～R3. 3 月）傍聴全般の検討。 2 年次目 上期（R2. 9 月～R3. 3 月）改善と必要な予算要求。 2 年次目 下期（R3. 4 月～R3. 8 月）改善。
評 価 ・ 検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 1 4

3 つ の 柱	議会役割と責務（自治基本条例第 10 条） 議会の運営（自治基本条例第 11 条）
分 野 目 標	3 情報公開と情報共有（自治基本条例第 11 条第 1 項）
施 策 項 目	(5) 議会要覧の作成
目 的	① 1 年間の議会活動内容や議会の基礎的な資料・情報を公表する。 ② 視察用資料として活用する。 ③ 全国町村議会議長会の実態調査用データとして活用する。
現 状	① 記録では平成 7 年度から作成。 ② 掲載内容（位置及び町のあゆみ、議会の沿革、面積と人口、歴代正副議長、機構図、議会構成、年齢別議員数、在職年数別議員数、党派別議員数、議会の運営等、委員会、議会の開催状況、議会の活動状況、議案提出議決状況、陳情・要望等の受理状況、決議の状況、意見書の発議状況、視察来町の状況、調査・研修活動、当初予算、議会費予算内訳、銀報酬月額及び期末手当、議員の日当及び宿泊料）
課 題	① 掲載内容の見直しを行っていないこと。
目 標	① 作成を継続する。
留 意 事 項	① 掲載内容の見直し。
取 組 内 容	① 現行を継続。 ② 掲載内容の検討。
スケジュール	2 年次目 上期（R2. 9 月～R3. 3 月）内容の見直し検討。 2 年次目 上期（R2. 9 月～R3. 3 月）改善点のデータ整理。 2 年次目 下期（R3. 4 月～R3. 8 月）改訂版で発行。
評 価・検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 1 5 - 1

3 つ の 柱	議会役割と責務（自治基本条例第 10 条） 議会の運営（自治基本条例第 11 条）
分 野 目 標	4 個人情報保護（自治基本条例第 11 条第 4 項）
施 策 項 目	(1) 議案の個人名の取り扱い
目 的	①個人情報の適正な取扱いに関し、基本的人権の擁護を図り、もって公正で民主的な町政の推進に資する。
現 状	①本会議の議案は個人名等を記載。 ②令和元年第 3 回定例会から全員協議会で詳細な報告を求め、本会議では「以下、議案のとおり」の報告で個人名の発言を取り止めている。
課 題	①特になし。
目 標	①現状を継続。
留 意 事 項	①上富良野町議会の所管に係る上富良野町個人情報保護条例施行規程 ②上富良野町議会の所管に係る上富良野町情報公開条例施行規程 ③議案の記載内容については理事者との協議が必要。
取 組 内 容	①現行を継続。 ②先例での詳細既定を検討。
スケジュール	2 年次目 上期（R2. 9 月～R3. 3 月）現状の再確認と改善の検討。 （改善があれば理事者協議） 2 年次目 上期（R2. 9 月～R3. 3 月）先例の改正
評 価 ・ 検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 1 5 - 2

3 つ の 柱	議会役割と責務（自治基本条例第 10 条） 議会の運営（自治基本条例第 11 条）
分 野 目 標	4 個人情報保護（自治基本条例第 11 条第 4 項）
施 策 項 目	(2) ホームページ公開の会議録のマスクング
目 的	①個人情報の適正な取扱いに関し、基本的人権の擁護を図り、もって公正で民主的な町政の推進に資する。
現 状	①平成 21 年からホームページ公開会議録でマスクング処理済み。 （個人名、住所、生年月日） ②令和元年第 3 回定例会から全員協議会で詳細な報告を求め、本会議では「以下、議案のとおり」の報告で個人名の発言を取り止めている。
課 題	①特になし。
目 標	①不特定多数が閲覧できる会議録の個人名等のマスクングを継続する。
留 意 事 項	①上富良野町議会の所管に係る上富良野町個人情報保護条例施行規程 ②上富良野町議会の所管に係る上富良野町情報公開条例施行規程
取 組 内 容	①現行を継続。 ②先例での詳細既定の検討。
スケジュール	2 年次目 上期（R2. 9 月～R3. 3 月）現状の再確認と改善の検討。 （改善があれば協議） 2 年次目 上期（R2. 9 月～R3. 3 月）先例の改正。
評 価 ・ 検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 1 6

3 つ の 柱	議員の責務（自治基本条例第 12 条）
分 野 目 標	5 議会の活性化（自治基本条例第 12 条第 2 項）
施 策 項 目	(1) 議員定数
目 的	①行財政改革や地方分権時代の進展など、議会を取り巻く環境変化の中、新しい時代にふさわしい議員定数の適正化を目指す。
現 状	①議員定数の沿革 昭和 42 年 8 月選挙 26 名⇒20 名 平成 15 年 8 月選挙 20 名⇒18 名 平成 19 年 8 月選挙 18 名⇒14 名 ②任期中に議員定数の見直し検討を行ってきている。
課 題	①任期中には、議員定数の見直し検討を行い、議員間の合議を得る必要がある。 ②任期中に議会懇談会等のテーマにし、合議結果を報告する。
目 標	①多様化する社会において、議員は町民の意思を反映し、その役割を果たすことが必要であり、現状の議員定数が適切であるか、次期選挙前に検討すること。 ②町民に対して議員定数の合理的な説明を行うこと。
留 意 事 項	①上富良野町議会の議員の定数を定める条例 ②議員必携(第 11 次改訂新版)18 頁（議員の定数と任期）
取 組 内 容	①多様化する社会の変化が激しい中、改選前には必ず現状の議員定数が適切かどうか、議員間で十分な審議を行い、結論を出すこと。 ②必要があるときは、町民の意見を聞く場を設けること。 ③議員間での結論を議会懇談会や議会だより等で情報提供すること。
スケジュール	3 年次目 上期（R4. 9 月～R4. 3 月）議員間の審議（調査・研究）。 3 年次目 上期（R4. 9 月～R4. 3 月）議員間の結論（方向性の全体協議）。 3 年次目 上期（R4. 9 月～R4. 3 月）議会懇談会、議会だよりで周知 3 年次目 下期（R4. 4 月～R4. 8 月）方針決定。 3 年次目 下期（R4. 4 月～R4. 8 月）結果公表（広報、懇談会）。 令和 5 年 8 月 任期終了
評 価 ・ 検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 1 7

3 つ の 柱	議員の責務（自治基本条例第 12 条）
分 野 目 標	5 議会の活性化（自治基本条例第 12 条第 2 項）
施 策 項 目	(2) 議員報酬
目 的	①多様化する社会において、議員は町民の意思を反映し、その役割を果たす必要がある。議員報酬が議員の職務や責任、また他市町村との比較において適切であるか、次期選挙前に議員定数とともに検討する。
現 状	①議員報酬等の沿革 平成 12 年 4 月 費用弁償 1,500 円⇒1,000 円（▲500 円） 平成 15 年 7 月 議 長 280,000 円⇒275,000 円（▲5,000 円） 副議長 211,000 円⇒205,000 円（▲6,000 円） 委員長 189,000 円⇒185,000 円（▲4,000 円） 議 員 175,000 円⇒170,000 円（▲5,000 円） 期末手当の加算率廃止 15%⇒0% 平成 17 年 7 月 議員手当の縮減 4.4 ヶ月⇒3.9 ヶ月 平成 18 年 4 月 費用弁償の廃止 1,000 円⇒0 円（▲1,000 円） 期末手当の縮減 3.9 ヶ月⇒3.5 ヶ月 平成 30 年 4 月 議 長 275,000 円⇒275,000 円（改正なし） 副議長 205,000 円⇒209,000 円（4,000 円） 委員長 185,000 円⇒189,000 円（4,000 円） 議 員 170,000 円⇒179,000 円（9,000 円） 期末手当の改正 3.5 ヶ月⇒4.0 ヶ月
課 題	①議員報酬の積算根拠が不明確⇒積算根拠算定方法の研究。 ②富良野沿線、上川管内、全道の類似団体との比較検証。 ③その他歳費（政務調査費）の歳費の検討。
目 標	①町民に対して議員報酬金額の根拠を説明することができるようにすること。
留 意 事 項	①上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 ②特別職報酬審議会での検討が必要。
取 組 内 容	①多様化する社会変化が激しい中、改選前には必ず議員定数とともに議員報酬の額についても適切であるか、十分な審議を行うこと。 ②町民の意見を聞く場は必要である。 ③議員間の結論を議会懇談会や議会だより等で情報提供すること。 ④活動実績分析による議員報酬の在り方を検討。 ⑤身分保障の対策を検討。（兼業、兼職） ⑥社会保障の対策を検討。（公務災害、共済、年金） ⑦休暇、欠席の対策を検討。（産休、育休、業務休暇）
スケジュール	3 年次目 上期（R4.9 月～R4.3 月）議員間の審議（調査・研究）。 3 年次目 上期（R4.9 月～R4.3 月）議員間の結論（方向性の全体協議）。 3 年次目 上期（R4.9 月～R4.3 月）議会懇談会、議会だよりで周知 3 年次目 下期（R4.4 月～R4.8 月）方針決定。 3 年次目 下期（R4.4 月～R4.8 月）結果公表（広報、懇談会）。 令和 5 年 8 月 任期終了
評 価 ・ 検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 1 8

3 つ の 柱	議員の責務（自治基本条例第 12 条）
分 野 目 標	5 議会の活性化（自治基本条例第 12 条第 2 項）
施 策 項 目	(3) 政策形成過程の説明
目 的	①議会として政策等の提案を審議する際、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後を想定した審議を行うため。
現 状	①政策形成過程について、町に対して協議・説明を要求する制度がない。 ②町は重要な政策等の意思決定過程や目的を議会に対し、十分な説明が行われていない。
課 題	①町が政策立案する計画、構想などについて、政策形成過程の段階から常任委員会が所管事務調査としていない。 ②各種計画策定等の審議会を議員が傍聴していない。 ③各種計画の審議会等の会議録公開請求をしていない。
目 標	①重要課題の決定過程の説明を受ける調整と制度設計の構築。
留 意 事 項	①重要課題の範囲を明確化する必要がある。（予算額、町民への影響で） ②常任委員会の機能強化が必要。 ③理事者出席の全員協議会での十分な説明を要求。
取 組 内 容	①重要な政策の決定は、議会報告会等を開催し、住民に情報提供するとともに意見を求める。 ②制度設計の構築。 ③理事者へ説明を求める政策の決定方法の検討。 ④理事者との調整。
スケジュール	3 年次目 上期（R3.9 月～R4.3 月）先進事例の調査研究。 （施策実施の場合） 3 年次目 上期（R3.9 月～R4.3 月）制度設計の構築まとめ。 3 年次目 下期（R4.4 月～R4.8 月）
評 価 ・ 検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 19

3 つ の 柱	議員の責務（自治基本条例第 12 条）
分 野 目 標	5 議会の活性化（自治基本条例第 12 条第 2 項）
施 策 項 目	(4)一般質問
目 的	①行財政全般にわたって執行機関に疑問点をただし、理事者の所信の表明を求めること。
現 状	①先例により通告期限は議会招集予定日前 7 日正午まで。 ②答弁書配布は先例により招集日前日。 ③先例により質問要旨一覧表の配布は議会当日。 ④一問一答方式、60 分間の制限時間制を導入済み。 ⑤一般質問用演台設置済み。 ⑥議会の概要に一般質問通告書(例)あり。 ⑦議長は全て受理。 ⑧通告書受理時に事務局で文字誤植等の整理あり。
課 題	①質問範囲が町の事務となっているか。 （対象外：国政・道政・他市町村・広域連合・他の公共的団体の事務） ②重複と思われる質問事項の調整は、通告の制約になるので調整が必要となること。 ③通告外質問の発言停止。 ④大所高所からの政策を建設的立場で議論されているか。 ⑤傍聴者の立場に立ち、特定した時間とすべきである。 ⑥答弁書の必要性について。
目 標	①定例会で行われる一般質問は、議員にとって意義のある発言の場であり、住民からも重大な関心と期待を持たれる議員活動の場である。一人でも多くの議員が一般質問を行い、活性化に努める。
留 意 事 項	①上富良野町議会会議規則第 61 条（一般質問） ②上富良野町議会運営に関する先例 2(4) 通告制、期限 ③上富良野町議会運営に関する先例(21) 一般質問の方法・時間 ④議員必携(第 11 次改訂新版)152 頁（質問）
取 組 内 容	一般質問の日を設けられるか検討。質問時間の目安は今後も周知する。国政、道政でも町民と関りのあるものは質問できる（方法）、また、富良野広域連合でも町の財政負担をしている。富良野広域連合の決まりをゆがめない範囲は許されないか検討。 ① 会期の中で「一般質問の日」等を設けられるか検討する。 ②一般質問の範囲についての調査研究。 ③一般質問の除外規定の検討。 （EX. 常任委員会の所管事務調査事項。特別委員会の審議中の事項） ④一般質問通告書様式の検討。 ⑤答弁書配布の検討。 ⑥現行の一問一答方式の再検討。
スケジュール	2 年次目 上期（R2.9 月～R3.3 月）一般質問開始時間や「一般質問の日」の調査研究。 以降、随時 一般質問の範囲についての調査研究。
評 価・検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 20

3 つ の 柱	議員の責務（自治基本条例第 12 条）
分 野 目 標	5 議会の活性化（自治基本条例第 12 条第 2 項）
施 策 項 目	(5) 一般質問進捗状況調査
目 的	①町側から「検討する」などの答弁後の対応について、議会として必要性に応じて、その後の対応を調査して公表することにより、町民への説明責任を果たすため。 また、議員間での共通認識を図るため。
現 状	①一般質問の指摘事項の進行管理はしていない。 ②過去、議会だより企画記事一般質問とのその後の結果を掲載。 (97 号/2018 年 2 月 10 日号～103 号/2019 年 7 月 25 日号)
課 題	①一般質問の追跡調査抽出方法の検討。 ②追跡調査を行う所管が不明確。 ③追跡調査結果の公表方法の検討。 ④目的と公表方法が不明確。
目 標	一般質問の進捗状況を調査し、執行機関の取り組み状況を町民に情報提供する。
留 意 事 項	①追跡する事件の範囲を定める必要がある。 ②追跡・調査する担当を早期に決定。
取 組 内 容	①進捗状況調査実施の検討。 ②所管等を明確化し、共通認識の場をつくる。
スケジュール	3 年次目 上期（R3.9 月～R4.3 月）調査研究 3 年次目 上期（R3.9 月～R4.3 月）制度設計の構築完了 令和 5 年 8 月 任期満了
評 価・検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 2 1

3 つ の 柱	議員の責務（自治基本条例第 12 条）
分 野 目 標	5 議会の活性化（自治基本条例第 12 条第 2 項）
施 策 項 目	(6) 議員倫理
目 的	①議員は政治倫理の向上に努め、議会が町民から信頼を得て、公正で開かれた民主的な町政の健全な発展に寄与するため。
現 状	①特に規定なし。 ②地方自治法・議会会議規則では議員の私的に関わる不祥事に対することや議会活動外に対する行動・言動等への罰則はない。
課 題	①懲罰との関係。 ②必要性の有無について、今まで議論したことがない。
目 標	他市町村議会（浦幌町議会など）の事例を参考に議員倫理条例等を検討する。
留 意 事 項	①上富良野町議会委員会条例第 20 条（秩序保持に関する措置） ②上富良野町議会会議規則第 12 章（規律）、第 13 章（懲罰） ③議員必携（第 11 次改訂新版）10 頁（議員の使命と議員の職責） ④議員必携（第 11 次改訂新版）17 頁（議員） ⑤議員必携（第 11 次改訂新版）186 頁（議会の規律、懲罰）
取 組 内 容	①議員倫理条例等制定の必要性について、調査研究。 ①先進地の事例調査。 ②倫理条例（又は申し合わせ事項）策定の検討。
スケジュール	4 年次目 上期（R4. 9 月～R5. 3 月）調査研究 4 年次目 上期（R4. 9 月～R5. 3 月）議員倫理条例制定か否か。 令和 5 年 8 月 任期満了
評 価 ・ 検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 2 2

3 つ の 柱	議員の責務（自治基本条例第 12 条）
分 野 目 標	5 議会の活性化（自治基本条例第 12 条第 2 項）
施 策 項 目	(7) 反問権
目 的	議員はわかりやすい質疑応答を展開する必要がある。質問・質疑の論点争点を明確にし、ときに議員の真意や対案の有無などを確認するため。
現 状	①会議規則で反問権の規定なし。 ②反問権の制定の必要性の論議があまりない。
課 題	①本会議、委員会での反問権発動の検討。 ②議長、委員長の許可の有無。 ③反問者の検討（町長その他の執行機関の長並びに副町長、教育長、説明員（課長）⇒？）。
目 標	理事者・説明員が行う反問権のルール化を検討し、必要性の調査研究を行う。
留 意 事 項	①上富良野町議会会議規則の改正。 ②行政側との意見調整。
取 組 内 容	①反問権の必要性の調査研究。 ②反問権のルール化の検討。（反問者の範囲、発動の範囲等） ③反問権の明確化の検討。 （EX. 趣旨確認に限定するか。一般質問は制限時間に参入するか。） ④反問権の行使の明文化の検討。
スケジュール	4 年次目 上期（R4.9 月～R5.3 月）調査研究。 （施策実施の場合） 4 年次目 上期（R4.9 月～R5.3 月）反問権の制度設計。 4 年次目 上期（R4.9 月～R5.3 月）理事者との協議。 4 年次目 上期（R4.9 月～R5.3 月）会議規則の改正。 4 年次目 上期（R4.9 月～R5.3 月）反問権発動 令和 5 年 8 月 任期満了
評 価・検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 2 3

3 つ の 柱	議員の責務（自治基本条例第 12 条）
分 野 目 標	5 議会の活性化（自治基本条例第 12 条第 2 項）
施 策 項 目	(8) 議決条例の改正（議決事項の追加）
目 的	①町政全体の重要な計画等の決定に、議会の参画機会の確保と執行上の議決の必要性を比較検討し、新たに議決項目として追加を検討すること。
現 状	①各種基金の支消（財政調整基金、公共施設整備基金、地域福祉基金、児童生徒教育振興基金、かみふらのふるさと応援基金） ②総合計画基本構想。 ③定住自立圏形成協定の締結、変更、廃止。 ④予定価格 50,000 千円以上の工事又は製造の請負契約。 ⑤予定価格 7,000 千円以上の不動産又は動産の買い入れ又は売り払い。（土地は 5,000 m ² /件以上に限る） ⑥公の施設（行政財産）を 1 年を超えて独占利用させる場合。 ⑦公の施設（行政財産）を 3 年を超えて独占利用させる場合、出席議員の 2 / 3 以上の同意が必要。
課 題	①公の施設が結果として 1 年以上にわたるときの取り扱い。 ②住民に関わりが深い各種計画への参画機会がない。
目 標	①議会の政策形成能力や行政監視機能を高めるため、町長との関係で制約されてきた議決権について、町との協議により見直し検討すること。
留 意 事 項	①地方自治法第 96 条第 2 項 ②上富良野町財政調整基金条例第 6 条（処分） ③上富良野町公共施設整備基金条例第 6 条（処分） ④上富良野町地域福祉基金条例第 6 条（処分） ⑤上富良野町児童生徒教育振興基金条例第 6 条（処分） ⑥かみふらのふるさと応援寄付条例第 10 条（処分） ⑦上富良野町自治基本条例第 17 条第 1 項 ⑧上富良野町議会の議決すべき事件に関する条例 ⑨議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 ⑩議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例 ⑪議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例施行規則 ⑫議員必携(第 11 次改訂新版)43 頁（議決権）
取 組 内 容	①現状の議決事項で十分か。または追加すべきかの調査研究。 ②追加すべき事項の洗い出し。追加する個別計画、事項の検討。 ③制度設計の構築。議決事項追加後の取り扱いの検討。 ④条例改正の検討。
スケジュール	3 年次目 上期（R3.9 月～R4.3 月）調査研究。 3 年次目 下期（R4.4 月～R4.8 月）制度設計の構築完了。 3 年次目 下期（R4.9 月～R5.3 月）追加項目上程後の取り扱いの検討。（施策実施の場合） 3 年次目 下期（R4.9 月～R5.3 月）条例改正の検討。 令和 5 年 8 月 任期満了。
評 価・検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 2 4

3 つ の 柱	議員の責務（自治基本条例第 12 条）
分 野 目 標	5 議会の活性化（自治基本条例第 12 条第 2 項）
施 策 項 目	(9) 議会サポーター
目 的	①町政の重要課題に的確に対応するため、地方自治法第 100 条の 2 の規定により、地方自治などの研究者の支援をいただき、議会運営上のアドバイスや助言をいただき、活性化に資する。
現 状	①調査機関は現在設置されていない。
課 題	（議会活性化は議会及び議員のみで成し遂げることは困難です。） ①常任委員会では、参考人・公聴会制度を活用し、調査できる制度があるが、当該制度は議会の審議によって意見を聴取できるにとどまり、議会活性化など一定の調査研究を踏まえた意見の報告として十分ではないこと。 ②議会サポーターとして専門的知見（大学等の学識経験者）の活用を図るには、制度設計等の調査研究が必要。 ③報酬等の実費弁償、任期、人数等の検討。 ④議会は必要に応じて調査機関に議員を構成員として加える。
目 標	①必要があると認めるときは、議決により、専門的な知識及び経験を有する者等で構成する調査機関を設置する。
留 意 事 項	①地方自治法第 100 条の 2 ②執行機関との調整（予算面）。
取 組 内 容	①制度導入の調査研究。他町村の先進事例の調査・研究。 ②調査機関が必要な議案（審議内容）の調査・研究。
スケジュール	4 年次目 上期（R4.9 月～R5.3 月）調査研究。 （施策実施の場合） 4 年次目 下期（R5.3 月～R5.8 月）制度の構築。 4 年次目 下期（R5.3 月～R5.8 月）学識経験者への依頼・調整。 令和 5 年 8 月 任期満了。
評 価・検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 2 5

3 つ の 柱	議員の責務（自治基本条例第 12 条）
分 野 目 標	5 議会の活性化（自治基本条例第 12 条第 2 項）
施 策 項 目	(10) 正副議長の所信表明
目 的	①議会の透明性をより高め、責務を強く認識し、今後 4 年間の議会活動の方向性を明確にし、町民に正副議長の選出過程を公開する。
現 状	①正・副議長の選出は本会議の選挙で決定。 ②初議会の前の任意の議員協議会で協議し、所信表明を令和元年より実施。
課 題	①正副議長の選挙は全議員が候補者であることから、立候補者の所信演説をしてもしなくても全議員が候補者である。 ②所信表明を導入しても所信表明の目的が達成されないことを全議員が共通認識して、制度を構築する必要がある。（?）
目 標	①正副議長の職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けることを規定する。
留 意 事 項	①前任期中に制度化することを構築する。 ②現在の共通認識を得る必要がある。
取 組 内 容	①現議員の共通認識を得たうえで申し合わせ事項に加える。 ②先進事例の調査・研究。
スケジュール	4 年次目 上期（R4.9 月～R5.3 月）先進事例の調査・研究。 4 年次目 上期（R4.9 月～R5.3 月）現議員の共通認識を得る。 （施策実施の場合） 4 年次目 下期（R5.4 月～R5.8 月）制度設計。 4 年次目 下期（R5.4 月～R5.8 月）申し合わせ事項に加える。 令和 5 年 8 月 任期満了。
評 価・検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 2 6

3 つ の 柱	議員の責務（自治基本条例第 12 条）
分 野 目 標	5 議会の活性化（自治基本条例第 12 条第 2 項）
施 策 項 目	(11) 議会の評価等 ①マネジメントサイクル
目 的	①本会議の審議、各委員会の活動や審議、決算・予算特別委員会の審議、町民との議会懇談会など、1 年間のスケジュールを体系化した政策形成サイクルを作成し、年間を視野に入れた議会活動を行うため。
現 状	
課 題	※ 他の施策項目の進捗状況に併せて作成する。
目 標	
留 意 事 項	
取 組 内 容	
スケジュール	
評 価 ・ 検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 2 7

3 つ の 柱	議員の責務（自治基本条例第 12 条）
分 野 目 標	5 議会の活性化（自治基本条例第 12 条第 2 項）
施 策 項 目	(11) 議会の評価等 ②議会監視機能活性化サイクル
目 的	
現 状	
課 題	※ 他の施策項目の進捗状況に併せて作成する。
目 標	
留 意 事 項	
取 組 内 容	
スケジュール	
評 価 ・ 検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 2 8

3 つ の 柱	議員の責務（自治基本条例第 12 条）
分 野 目 標	5 議会の活性化（自治基本条例第 12 条第 2 項）
施 策 項 目	(11) 議会の評価等 ③議会活動年間計画サイクル
目 的	
現 状	
課 題	※ 他の施策項目の進捗状況に併せて作成する。
目 標	
留 意 事 項	
取 組 内 容	
スケジュール	
評 価 ・ 検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 29

3 つ の 柱	議員の責務（自治基本条例第 12 条）
分 野 目 標	5 議会の活性化（自治基本条例第 12 条第 2 項）
施 策 項 目	(11) 議会の評価等 ④定例会毎の勉強会
目 的	①常任委員会・全員協議会で町長協議事項（上程議案・重要課題）の課題等を議員間討議で共通認識を図ること。
現 状	①常任委員会・全員協議会の町長協議事項（上程議案・重要課題）では、議案の説明と質疑が中心。
課 題	①町長協議事項の質疑に時間を要し、常任委員会・全員協議会で十分に審議する時間・日程がない。 ②全員協議会、常任委員会、議会運営委員会の日程の見直し。 ③議案等の議員間の自由討議。 ④勉強会の位置づけ（常任委員会？・全員協議会？） ⑤全員協議会・常任委員会と勉強会の区別。
目 標	①勉強会の実施。 ②理事者出席の全員協議会の充実化。
留 意 事 項	①町長協議事項資料提出の時期の調整が必要である。 ②勉強会実施の方法や主催者を決定する必要がある。
取 組 内 容	①総体の理想的日程の決定。 ②行政側との意見調整。 ③勉強会の方法や主催者決定の構築。 ④勉強会の位置づけの検討。（既存の委員会、全員協議会との区別） ⑤勉強会実施・時期の検討。 ⑥勉強会の対象事案（想定）の検討。
スケジュール	2 年次目 上期（R2.9 月～R3.3 月）勉強会のあるべき姿の研究調査（施策実施の場合） 2 年次目 上期（R2.9 月～R3.3 月）位置付けと対象事案の協議。 2 年次目 上期（R2.9 月～R3.3 月）行政側との調整。制度設計。試行。 2 年次目 下期（R3.4 月～R3.9 月）実施と改善。
評 価 ・ 検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 30

3 つ の 柱	議員の責務（自治基本条例第 12 条）
分 野 目 標	5 議会の活性化（自治基本条例第 12 条第 2 項）
施 策 項 目	(11) 議会の評価等 ⑤定例会毎の反省会
目 的	①定例会後に全議員で課題整理と反省を行い、課題や改善案を協議し、議会運営の活性化と一般質問の資質向上を目指す。
現 状	①議会運営事項は次回の議会運営委員会で協議。 ②全議員では実施なし。
課 題	①閉会后直後の開催により、定例の議会広報特別委員会と重複。
目 標	①極力全議員の発言を誘導し、課題や問題点の抽出を行うこと。 ②次回の定例会までに、課題・問題点の改善策を議運で諮り、全員協議会で協議し、結論を導く。
留 意 事 項	①極力、全議員の発言を誘導する。 ②課題・問題点の早期解決事案と長期にわたる事案の仕分けが必要。 ③重要事案の取組方策を構築する必要がある。
取 組 内 容	定例会閉会后（または休会中）に議会運営委員会を開催し。下記の区分により協議する。 ①会期及び開会時刻 ②議事日程 ③報告案件（議会以外の案件） ④当初予算・補正予算 ⑤条例の制定・一部改正 ⑥単独案件 ⑦人事案件 ⑧一般質問 ⑨報告案件（委員会ほか） ⑩発議案 ⑪閉会中の継続調査申し出 ※1 議会運営上の反省点について ※2 議員の発言（質問・質疑・討論）に関する反省点について ※3 理事者の側の答弁に関する反省点について 重要事案の扱い、今日の仕方、検討精度を高める。取り組み公開。 ①試行実施による制度設計の検討。 ②反省会（課題抽出）⇒ 議運（改善案）⇒ 全員協議会（全体協議）
スケジュール	1 年次目 下期 令和 2 年 6 月 試行実施。 2 年次目 上期（R2.9 月～R3.3 月）検証と改善。制度設計と試行。 2 年次目 上期（R2.9 月～R3.3 月）検証と改善。制度化。
評 価 ・ 検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 3 1

3 つ の 柱	議員の責務（自治基本条例第 12 条）
分 野 目 標	5 議会の活性化（自治基本条例第 12 条第 2 項）
施 策 項 目	(11) 議会の評価等 ⑥行政視察研修
目 的	①研修会参加及び先進地視察の実施により、議員のスキルアップ及び各委員会の調査研究を図り、住民の福祉の向上に寄与するため。
現 状	①各議長会主催の研修会に参加。（北海道、上川、富良野沿線） ②先進地行政調査を実施。 議会運営委員会（1 回/2 年/道内） 各常任委員会（1 回/2 年/道外） 議会広報特別委員会（（1 回/2 年/道内）） ③研修会・フォーラム案内を議員控室掲示板で告知。
課 題	①議員個人の研修参加は政務活動費がなく、自費での参加となる。 ②先進地行政調査実施後の課題解決の未実施による解決策の研究。 ③国外研修派遣を凍結していること。
目 標	①視察及び研修参加後は全議員・全委員が報告書を提出すること。
留 意 事 項	①上富良野町議会会議規則第 74 条（委員の派遣）、第 18 章（議員派遣） ②上富良野町議会運営に関する先例 5(4) 先進市町村行政調査 ③上富良野町議会運営に関する先例 5(7) 国外研修派遣 ④議会議員国外研修派遣実施要綱 ⑤議員必携（第 11 次改訂新版）64 頁（議員派遣）
取 組 内 容	①研修会への参加、先進地視察は継続し、事前調査の充実を図る。 ②研修会・フォーラム等への個人参加の予算化を検討する。 ③研修成果の向上策に取り組む。 ④国外研修派遣についての検討。 ⑤研修、調査、研究活動の環境や仕組みづくりの検討。 ⑥研修計画の策定に基づく派遣研修や研究会参加の検討。 ⑦閉会中調査外の委員派遣研修の検討。
スケジュール	2 年次目 上期（R2.9 月～R3.3 月）現状課題の分析。 2 年次目 上期（R2.9 月～R3.3 月）「取組内容」の調査研究と結論。 （施策実施の場合） 2 年次目 下期（R3.4 月～R3.8 月）改善策の検討。 2 年次目 下期（R3.4 月～R3.8 月）制度設計。 2 年次目 下期（R3.4 月～R3.8 月）必要経費の積算と予算要求。
評 価・検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 3 2

3 つ の 柱	議員の責務（自治基本条例第 12 条）
分 野 目 標	5 議会の活性化（自治基本条例第 12 条第 2 項）
施 策 項 目	(12) 常任委員会の公開
目 的	①日程・内容を事前に町民に周知して委員会を公開して、町民が議会活動に参加する機会を確保する。 ②審議過程及び結果について情報を共有する。
現 状	①条例で委員長許可により傍聴可であるが、未実施。 ②現会場では傍聴席確保が困難。 ③会議録は要点筆記で公開は未実施。（録音装置なし、反訳直営） ④前段で委員会協議会があり、委員会開始時刻が流動的。
課 題	①「委員会」と「任意の委員会協議会」があり傍聴、会議録の公開基準の検討。 ②会議日程の公開。（議会ホームページと広報かみふらのお知らせ版） ③傍聴席の確保。 ④傍聴は委員会協議のみ。
目 標	①委員会の傍聴。 ②議案資料の閲覧。 ③議案の公開。 ④会議録の公開。
留 意 事 項	①上富良野町議会委員会条例第 17 条 ②議員必携(第 11 次改訂新版)71 頁（議事公開の原則）
取 組 内 容	①傍聴は許可なしでもできるようにすべき。 ②傍聴はインターネットなどの活用も。 ③委員会の傍聴の実現。 ④議案及び資料の公開。 ⑤会議録の公開（録音装置の設置と反訳委託化） ⑥委員会、委員会協議会の公開の検討。 ⑦委員会協議会の運営要綱の検討 ⑧委員会会議録の全文筆記化の検討。
スケジュール	2 年次目 上期（R2.9 月～R3.3 月）公開の課題と解決方法の検討。 （施策実施の場合） 2 年次目（R3.4 月～R3.8 月）制度設計。会議録の検討。 2 年次目（R3.4 月～R3.8 月）周知と実施。
評 価 ・ 検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 3 3

3 つ の 柱	—
分 野 目 標	6 環境整備
施 策 項 目	(1)議会傍聴の環境整備（ハード面）
目 的	①議会は、本会議等の周知に努めるとともに、傍聴者に議案の審議に用いる議案を配付するなど、町民の理解及び参加の意欲を高める議会運営に努めること。
現 状	①固定席 32 席。（定員外の傍聴者の取扱。） ②議場が現代に対応できていない。 ③廊下の網戸がない。
課 題	①インターネット中継。 ②感染症対策（換気対策、ソーシャルディスタンスで入場数の減） ③3階で、また傍聴席へは階段、手すりもなく、バリアフリー化なし。 ④冬季の暖房対策と夏季の暑さ対策。 ⑤傍聴席の構造上、議員の顔が見えない。
目 標	①傍聴者の快適な環境づくり ②ユニバーサルデザイン化。
留 意 事 項	①議会委員会条例第 17 条（傍聴の取扱） ②上富良野町議会傍聴規則 ③上富良野町議会運営に関する先例 3(2)傍聴許可 ④議員必携(第 11 次改訂新版) 71 頁（議事公開の原則） ⑤改修費用の予算化。
取 組 内 容	優先するものなどを決め対応、今後、多様な人が議会に出てくることが考えられる。対応が必要。 ①議場の計画的改修整備の推進（耐震化、暖房・冷房、バリアフリー化） ②インターネット中継の具現化。 ③感染症対策の推進。 ④構造等の課題点の洗い出し。 ⑤改修と予算化に向けた検討。
スケジュール	2 年次目 上期（R2.9 月～R3.3 月）修繕等の洗い出し。 2 年次目 上期（R2.9 月～R3.3 月）改善方法の検討。 2 年次目 上期（R2.9 月～R3.3 月）予算積算と年次計画策定。 2 年次目 上期（R2.9 月～R3.3 月）予算要求。 2 年次目 下期（R3.4 月～R3.8 月）実施。
評 価・検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 3 4

3 つ の 柱	—
分 野 目 標	6 環境整備
施 策 項 目	(2) 議案閲覧 ⇒議会傍聴等の推進No.17 と合わすべき
目 的	①議会は、本会議等開催の周知に努めるとともに、傍聴者に審議に用いる議案を提供するなど、町民の理解及び参加の意欲を高める議会運営に努めること。
現 状	①議場に傍聴者閲覧用議案 5 部を設置。 ②委員会、全員協議会では傍聴者閲覧用議案は未設置。
課 題	①傍聴者への議案準備が不十分。 ②インターネットでの議案公開を検討。 ③紙媒体だけの対応となっている。(タブレット導入等)
目 標	①傍聴者が議案閲覧により、議案審議を理解しやすくすること。
留 意 事 項	①議会委員会条例第 17 条 (傍聴の取扱) ②上富良野町議会傍聴規則 ③上富良野町議会運営に関する先例 3(2) 傍聴許可 ④議員必携(第 11 次改訂新版)71 頁 (議事公開の原則)
取 組 内 容	議案の増刷検討。紙、インターネットなどで工夫検討。 本会議、委員会などの議案配布と増刷検討。 ①現行を継続。 ②閲覧部数の検討。 ③委員会、全員協議会の議案閲覧在り方の検討。 ④傍聴者への議案閲覧方法の充実。 ⑤当面の対応策と将来の対応策の組み立て。
スケジュール	2 年次目 上期 (R2. 9 月～R3. 3 月) 対象会議と閲覧資料の検討。 2 年次目 上期 (R2. 9 月～R3. 3 月) 閲覧部数の検討。 2 年次目 上期 (R2. 9 月～R3. 3 月) 会議資料閲覧の理事者との協議。 2 年次目 上期 (R2. 9 月～R3. 3 月) 新しい形の閲覧実施。
評 価・検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 3 5

3 つ の 柱	—
分 野 目 標	6 環境整備
施 策 項 目	(3) タブレット持込
目 的	①例規集の電子化、議員へのメール一斉配信、議案等資料の配布、傍聴者用閲覧議案の配布、ネット会議等で活用することで、ペーパーレス化を促進し、資源保護や経費節減を図ること。
現 状	①ペーパーレス化・経費絶減を目的に整備要望は大きいが導入は未実施。 ②H28. 2. 24 議会運営委員会所管事務報告で下記の課題の把握のみ。
課 題	①議員のスキル習得。 ②議員自宅の高速通信網整備と Wi-Fi などの無線環境整備。 ③セキュリティ対策。 ④ウイルス対策。 ⑤導入経費の確保。 ⑥維持費（サーバー利用経費等）の確保。 ⑦不得手な議員への対策。
目 標	①本会議、委員会等での活用。 ②議員への連絡手段の活用。 ③リアルタイムの議案、資料の配布。 ④郵送代、印刷代の削減。
留 意 事 項	①経済効果の測定。 ②導入に向けての計画的な推進。 ③課題対策。
取 組 内 容	①導入に向けての経済効果測定。 ②課題解決に向けた推進。 ③No.11 と同様。
スケジュール	※ 3 年次目に調査、研究、経費見積等が必要。 4 年次目 上期（R4. 9 月～R5. 3 月）ICT 化計画の策定。 （施策実施の場合） 4 年次目 上期（R4. 9 月～R5. 3 月）経費見積。 4 年次目 上期（R4. 9 月～R5. 3 月）予算要求。 4 年次目 下期（R5. 4 月～R5. 8 月）実施。
評 価・検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 3 6

3 つ の 柱	—
分 野 目 標	6 環境整備
施 策 項 目	(4)議員図書室
目 的	①地方自治法第 100 条第 19 項により、図書室を設置し、官報、公報及び刊行物を整理保管して、議員の調査研究に資すること。 ②議会の政策形成機能の充実強化のため、調査研究に必要な書籍を整備すること。
現 状	①議員控室図書コーナーに蔵書約●冊を常備。 ②全議員への図書配布は「地方議会人」のみ。 ③年間購読は実例判例集等の追録加除のみ。 ④参考図書は予算 15,000 円。
課 題	①蔵書内容の確認と利用促進。 ②購入図書の有効活用の協議と予算化。 ③購入図書の選書の在り方の検討。 ④選書方針の作成の検討。 ⑤インターネットと活用の情報収集機能の強化。 ⑥予算が不足。
目 標	①議員の調査研究及び政策形成並びに立案能力の向上を図ること。 ②全国共通課題等の把握と調査研究や情報収集等に活用すること。
留 意 事 項	①議員必携(第 11 次改訂新版)41 頁(議会図書室) ②地方自治法第 100 条第 18 項で附置を義務付け、第 19 項で一般利用可
取 組 内 容	①議員の調査研究のためにも前向きな検討が必要。 ②購入予算増額確保。(例：議員 14 人×@10,000=14 万円) ③住民利用促進のための素案構築 ④選書方針作成の検討。 ⑤書籍購入要望取りまとめ手法の検討。 ⑥町民、職員向けの活用方法の検討。
スケジュール	2 年次目 上期 (R2.9 月～R3.3 月) 議員図書の在り方の検討。 2 年次目 上期 (R2.9 月～R3.3 月) 選書方針作成の検討。 2 年次目 上期 (R2.9 月～R3.3 月) 選書と必要な予算要求。
評 価・検 証	

上富良野町議会活性化推進計画 施策項目進行管理表

No. 3 7

3 つ の 柱	—
分 野 目 標	6 環境整備
施 策 項 目	(5) 事務局機能の強化
目 的	①議会の事務処理機能を整えて、その面から議会の機能発揮を支えること。
現 状	①監査委員事務局と兼任で設置。 ②法務支援体制がない。 ③研修会・会議に参加して情報交換とスキルアップを図っている。 （上川町村議会議長会/事務職員研修、事務局長会議、全道事務研究会） （富良野沿線市町村議会議長会/定例事務局長会議） ④事務局長 1 名、事務局次長 1 名、主事 1 名。（兼 監査委員事務局）
課 題	①地方制度調査会答申では「政策立案や法制的な検討・調査に優れた能力を有する事務職員の育成が必要」と指摘されている。 ②全国研修への参加の検討。 ③法務支援体制の確立。 ④委員会議事録の充実。 ⑤議会活性化の推進に対応。 ⑥自衛隊駐屯により基地協事業の参加が多い。
目 標	①議案審査、政策立案、行政監視、調査研究、法務の議会支援体制の機能強化をする。
留 意 事 項	①上富良野町議会事務局設置条例 ②上富良野町議会事務局庶務規程 ③議員必携(第 11 次改訂新版)34 頁
取 組 内 容	①議会議員を支える重要な役割があり研修などの継続が必要。 ②資質向上のための研修会等への参加推進。 ③議会活性化に向けた取り組み。 ①職員の研修体制の充実。（法務研修、市町村アカデミーほか） ②既存の会議研修の参加継続。
スケジュール	2 年次目 上期（R2.9 月～R3.3 月）取組内容を計画的に推進 以降 同じ
評 価・検 証	

上富良野町議会活性化推進計画策定の経過

年 月 日	委 員 会 等	概 要
令和 2 年 4 月 7 日	議会運営委員会	議会活性化推進計画(案)、施策体系(案)、施策項目(案)の協議
令和 2 年 5 月 1 1 日	議会運営委員会	議会活性化推進計画(案)の分野目標(案)、施策項目(案)の協議
令和 2 年 5 月 2 1 日	議会運営正副委員長打合せ	実施計画総括表(案)、年次の実施計画表(案)の協議
令和 2 年 5 月 2 7 日	議会運営協議会	議会活性化推進計画(案)の取組スケジュールの協議
令和 2 年 6 月 3 日	議会運営委員会	議会活性化推進計画(案)、施策項目進管理表作成資料、全員協議会での説明協議
令和 2 年 6 月 3 日	全員協議会	議会活性化推進計画(案)骨子の協議
令和 2 年 7 月 1 3 日	議会運営正副委員長打合せ	施策項目管理表(案)作成の協議
令和 2 年 7 月 2 1 日	議会運営正副委員長打合せ	施策項目管理表(案)作成の協議
令和 2 年 8 月 5 日	議会運営委員会	施策項目管理表(案)作成と内容精査作業の協議
令和 2 年 8 月 1 8 日	議会運営委員会	施策項目進管理表(案)の内容精査作業(2班で実施)、各班作業の調整と修正の協議
令和 2 年 8 月 2 6 日	議会運営委員会	全員協議会での議会活性化推進計画(案)説明の協議
令和 2 年 8 月 2 6 日	全員協議会	議会活性化推進計画(案)の修正意見等の聴取と策定日の決定
令和 2 年 8 月 2 6 日	第 1 期(前期)上富良野町議会活性化推進計画の策定	